

令和6年第2回

定例会会議録

会 期

令和6年6月4日（火）から
令和6年6月13日（木）まで

会 議 日

令和6年6月4日（火）
令和6年6月11日（火）
令和6年6月13日（木）

東 串 良 町 議 会

令和6年第2回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 令和6年6月4日 午前 9時30分
散 会 令和6年6月4日 午前11時 2分

出席議員（10人）

1番 上 池 勝 彦
3番 児 玉 勇 治
5番 牧 原 完 治
7番 前 田 隆
9番 宮 地 利 雄

2番 小 川 香 織
4番 瀬戸山 譲 一
6番 西 園 貞 美
8番 上 園 ミ キ
10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

4番 瀬戸山 譲 一

5番 牧 原 完 治

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 浜 屋 啓 子

書 記 清 瀧 美東士

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町 長 宮 原 順
副町長 大 園 保 広
教育長 金 久 三 男
会計管理者 前 田 秀 一
総務課長 江 口 勝 志
農林水産課長 瀬戸山 雅 樹
福祉課長 倉ヶ崎 和 治
税務課長 西 田 博 文
建設課長 寺 園 竜 二

住民課長
企画課長
まちづくり推進課長
農地課長兼農業委員会事務局長
管理課長兼学校給食共同調理場所長
社会教育課長
総務課長補佐

有 嶋 義 昭
中 島 孝 一
上 原 久
上 野 勝 志
中小野田 輝幸
吉 留 潤一郎
上 野 史 生

議 事 日 程

会議に付した事件

会 議 の 経 過

別紙のとおり

議事日程のとおり

別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1号 令和 5 年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町監査委員条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度東串良町一般会計補正予算（第12号））
- 日程第 9 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 10 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 5 号））
- 日程第 11 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 12 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度東串良町一般会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 13 議案第32号 東串良町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第33号 子どもに夢を岩川征次郎青少年育成基金条例の制定について
- 日程第 15 議案第34号 令和 6 年度東串良町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第35号 令和 6 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第36号 令和 6 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）

会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和6年第2回東串良町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

~~~~~

### ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番 瀬戸山譲一議員及び  
5番 牧原完治議員を指名します。

~~~~~

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月13日までの10日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月13日までの10日間に決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第3 諸般の報告を行います。

本日までに受理した陳情2件は、陳情書の写しのとおり、教育産業常任委員会に付託しましたので報告します。

次に、議長及び町長の報告は、配付しておりますので報告を省略します。

次に、各委員会の調査について報告を求めます。

まずは、複合施設に係る調査特別委員会委員長 児玉勇治議員の報告を求めます。

3 番 児玉議員。

3 番 (児 玉)

複合施設に係る調査特別委員会は、複合施設の設置に関する課題と効果について調査するため、令和5年11月10日は複合施設建設に関するスケジュール、複合施設建設検討委員会の構成及び位置づけ並びに開催状況、基本構想・基本計画策定業務委託の内容、住民アンケートの内容等について、令和6年1月25日は伊佐市まごし温泉及び湧水町総合交流施設の施設設置による効果や課題、管理運営、利用状況、収支状況等について、令和6年2月2日は新たな複合施設の整備に係るアンケート調査の集計について、令和6年2月27日は高齢者福祉センター・農産加工センター・総合センターの利用状況及び施設維持費並びに当面の課題、温泉保養所利用の現状について、令和6年3月14日は町内施設の現地調査などの調査を行いました。これらの調査の概要については、配付している委員会調査報告書に記載しております。

当委員会では、令和6年3月14日に開催した委員会において、これまで行った委員会調査を基に意見等をまとめて調査報告書を作成することと、複合施設の基本構想・基本計画に議会の提案を反映させるための提言書をまとめることを全会一致で決定しました。このことから、各委員に意見や提言等を記述式で提出を求めましたが、中には複合施設建設自体に反対を示すものや必要性を問う検討姿勢もありました。しかしながら、大部分の委員は、複合施設の基本構想・基本計画の策定に向けた建設的な意見等であったので、次のとおりまとめました。

(1) 住民意向の把握について

- ・アンケート結果は、回答数が少ないようだが（回答率は3割程度）、結果に拘束されないことを明記した上で公表すべきである。ただ、この件については、町ホームページに検討委員会配付資料として掲載されているが検索方法が分かりづらい。

- ・住民説明会等で複合施設の役割や必要性及び検討委員会での決定事項等を丁寧に説明してほしい。また、アンケートで寄せられた住民の意向を生かして複合施設建設を進めてほしい。

(2) 職員アンケートについて

- ・アンケート結果の公表については、上記(1)と同様で分かりづらい。
- ・職員の回答内容に同調する部分が多々あったので、職員の意見も参考にしたい。

(3) 既存の施設について

- ・雨漏り、クラック等の修繕費も増加し、ボイラー等の修繕が多く維持費が高い。
- ・維持管理に担当者の苦勞が感じられる。
- ・施設の老朽化、立地場所、陥没状況等から見ると、住民の避難所として向いていない。

(4) 新たな複合施設の役割について

- ・住民の自由な意見交換ができ、子供から高齢者まで利用しやすく、住民の交流の拠点となる施設を求める。

## 会 議 の 経 過

- ・高地に設置し、避難所として利用でき、また、災害時の役割を担う施設を求める。

### (5) 複合施設の機能等について

#### ①ホール

- ・100から200席の規模を求める。
- ・広さや椅子の形状は検討を要する。
- ・座席は可動式（人力による収納性）がよい。
- ・小中学生の発表会や様々なイベント（音楽、演劇等）で利用できるものがよい。

#### ②会議室

- ・小規模でよい。振興会やサークル等で利用できる程度のものがよい。

#### ③和室

- ・小規模でよい。茶道や手芸等で利用できるとよい。

#### ④図書室

- ・図書機能の充実を図り、子供たちが勉強できる場所を求める。
- ・学生が利用しやすい環境整備が必要である。
- ・Wi-Fiやデスクスペースがあるとよい。

#### ⑤事務室

- ・総合案内を含む施設を統一する事務室があるとよい。
- ・各種団体の事務所を設けると建物自体の規模が大きくなる。

#### ⑥調理室

- ・利用する関係者の意見を聞いてほしい。
- ・生活改善グループやイベント等で利用し、災害時の炊き出しができるとうい。

#### ⑦温浴施設

- ・源泉のある他市町の温泉施設を視察したが、維持管理が問題となり経営は大きな赤字となっていたので、本町での必要性を感じない。
- ・本町ではさくら温泉が利用できるなので、複合施設に温浴施設はない方がいい。
- ・維持費の面から考えると、温泉保養券を配布し、近隣施設へバスによる送迎ができるようにしてほしい。
- ・現在の高齢者福祉センターの施設を維持し、活用できないか。また、太陽光熱の活用はできないか。
- ・高齢者が楽しみにしているので、複合施設に必要な住民サービスだと思う。
- ・住民サービスのためにもコンパクトな温浴施設がよいと思う。

#### ⑧その他

- ・子育て支援と高齢者とのふれあいができる機能を有する部屋を求める。
- ・乳幼児健診や母子保健事業ができる部屋があるとよい。
- ・飲食や喫茶スペースがあると人が集まりやすい。
- ・飲食提供機能は求めない。

### (6) 複合施設の規模等について

- ・鉄筋コンクリート造の1階建てを求める。
- ・鉄筋コンクリート造の2階建てを求める。

- ・ 2階建てで、緩いスロープやエレベーターの設置を求める。

- ・ 平家建てがよい。

- ・ 最小の規模で最大の効果を上げることが大事である。

(7) 複合施設の建設費、維持管理費、メンテナンスについて

- ・ 本町の人口推移を考えるとコンパクトで維持管理費があまりかからない施設を求める。

- ・ 安い施設を求める。

- ・ ホール等の設備は、維持費やメンテナンスのかからない、無駄のない設備にしてほしい。

(8) 複合施設の立地場所について

- ・ 中学校近くの給食センター建設予定地周辺がよい（給食センターとの併設）。役場が近く、中学生が放課後利用し、図書の貸出しや憩いの場になる。また、避難所となった場合、駐車場が多く炊き出しや職員の確保ができる。

- ・ 町民が行きやすい体育館周辺がよい。

- ・ 国道周辺がよい。

以上が、委員の意見を取りまとめた内容となります。

なお、提言書については、当委員会で合議したものを令和6年5月1日付で、議長から執行部に提出しました。

以上で、報告を終わります。

議 長（田之畑）

次に、教育産業常任委員会委員長 小川香織議員の報告を求めます。

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

教育産業常任委員会は、学校給食共同調理場の進捗状況と課題、またその方策について調査するために、「学校給食共同調理場建設の現状と課題と対策」を閉会中の継続調査の事件として取りました。先般、東串良町建設同志会会長から提出のあった「学校給食共同調理場」の工事発注についての要望書に関して、提出に至った背景について、5月16日に提出者から意見を聴取しました。

聴取した意見は、次のとおりでした。

(1) 学校給食共同調理場建設に係る地元事業者の意向について

これまでも、町内企業に受注の機会が与えられているが、今回の学校給食共同調理場建設において、東串良町建設同志会としても、強い関心が寄せられている。こうした中、同会員より、受注に関する関心や希望の声が上がっているため、町内企業に受注の機会を与えていただきたいとの思いを受け、東串良町議会議長及び東串良町長への要望書提出に至った。

(2) 東串良町建設同志会の構成と対応策について

建設同志会は、町内18社の企業で構成され、管理技術者が在籍している建築業者

は3社である。また、東串良町建設同志会は、公共工事受注に対して必要な要件を会員企業と協力し取り組む姿勢がある。

当委員会では、聴取した意見を基に、次の提言をまとめました。

学校給食共同調理場建設に関しては、3月当初予算において、工事請負費5億1,200万円の予算（起債4億8,370万円）及び債務負担行為7億6,800万円が可決されている。町においては、これまでも町内公共工事発注に関し、地元業者を優先し、地元業者育成の視点での取組がなされているが、今回の調査において、当委員会は、次の事項の必要性について確認した。

①東串良町建設同志会は、町内18社の企業が加盟しており、今後、深刻度を増してくる人手不足と地元業者育成の対策が必要。

②地元業者同士によるJV形態を採用することによって、より大規模かつ広範囲の工事が地元で受注できる。

以上のことから、執行部において、東串良町建設同志会の要望を踏まえて地元の企業育成の観点から受注機会の確保を図るよう提言する。

以上、報告を終わります。

議 長（田之畑）

これで、諸般の報告を終わります。

~~~~~  
◆ 日程第4 報告第1号 令和5年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議 長（田之畑）

日程第4 報告第1号 令和5年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

報告第1号 令和5年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

地方自治法施行令第146条第2項及び東串良町会計規則第12条第3項の規定により、繰越明許費の繰越し額が確定したことから、繰越計算書を調整したので、報告するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

会 議 の 経 過

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号 令和5年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

~~~~~

◆ 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町監査委員条例の一部を改正する条例）

議 長 (田之畑)

日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町監査委員条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、東串良町監査委員条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町監査委員条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~

◆ 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例の一部を改正する条例）

議 長 (田之畑)

日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行令規則等の一部を改正する省令が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、東串良町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。
これから、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例の一部を改正する条例）を採決します。
お諮りします。
本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~

◆ 日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議 長（田之畑）

日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。  
本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。  
町長。

町 長（宮 原）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。  
地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行令規則等の一部を改正する省令が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2 番 小川議員。

### 2 番 (小 川)

この条例改正に伴う町や町民に対する負担などの増減については、どのようなになるかお聞かせください。

### 議 長 (田之畑)

税務課長。

### 税務課長 (西 田)

お答えいたします。

今回の改正につきましては、国民健康保険税条例の後期高齢者支援金が現行の 22 万円から 2 万円増額し、24 万円とする改正と、それから第 23 条第 1 項の規定に基づきまして、均等割、平等割の 5 割軽減の判定基準の増額、それから 2 割軽減の判定区分の増額がされたものでございます。まず上限につきましては、上限に達したものの金額を限度額を増額したものでございまして、これに伴う被保険者の負担はございません。

そして、均等割、平等割の軽減に関するものにつきましては、その軽減に伴う財源につきましては、国、県、町に負担が生じるものでございまして、被保険者の負担はございません。

以上でございます。

### 議 長 (田之畑)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 議 長 (田之畑)

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康

## 会 議 の 経 過

保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~

◆ 日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度東串良町一般会計補正予算（第12号））

議 長（田之畑）

日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度東串良町一般会計補正予算（第12号））を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

令和5年度東串良町一般会計補正予算（第12号）につきましては、国庫支出金、県支出金、地方交付税及び町道、公共施設等に係る調査への確定及びそれに伴い、財源更正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度東串良町一般会計補正予算（第12号））を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~

◆ 日程第9 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））

議 長 (田之畑)

日程第9 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

令和5年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、保険給付費等、交付金額の確定に伴い、減額する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

## 会 議 の 経 過

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~

◆ 日程第10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第5号))

議 長 (田之畑)

日程第10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第5号))を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

令和5年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第5号)につきましては、介護保険給付事業等の確定に伴い、減額の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

会 議 の 経 過

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第5号))を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~

◆ 日程第11 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号))

議 長 (田之畑)

日程第11 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号))を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)につきましては、保険料還付金等の確定に伴い、補正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、



## 会 議 の 経 過

承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~

◆ 日程第12 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東串良町一般会計補正予算（第1号））

議 長（田之畑）

日程第12 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東串良町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

承認第8号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

令和6年度東串良町一般会計補正予算（第1号）につきましては、能登半島地震災害派遣職員の活動費として補正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 小川議員。

2 番（小 川）

今回の補正にかかる金額と現在までにかかった費用、今後の活動の計画についてなど、補正を専決するに至った理由について説明願います。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

専決という部分でございますが、専決につきましては、議員御承知のとおり、緊急を要する場合の予算編成ということで御理解いただいているものと理解をいたしておりますが、これにつきましては、県のほうから令和6年4月5日に要請があったところでございまして、予算なくしては、こちら側も県のほうに回答できないというようなこともございまして、このような形で専決処分をさせていただきました。

専決処分の金額につきましては550万円ということで計上いたしたところでございますが、これにつきましては10人分を輪島市に派遣するというようなことで計上させていただいたところでございます。全協の中でも説明させていただいたところではございますが、現在2名を派遣させていただいているところでございまして、金額につきましては、1人当たり大体十五、六万円支出したのかなと、ちょっと手持ち資料はございませんが、そのような形で今、旅行会社とも調整し、請求が来ているところでございます。

今後の派遣要請につきましては、今のところ県から要請がございませんので分からないところでございますが、県から要請があった分につきましては、まだ8名分ぐらいの経費が計上されておりますので、その中で対応し得るものというふうに思っておりますし、またそれ以上になったときにつきましては、また皆様方に補正予算としてお願いするやに思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

ないようですので、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。
これから、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度東串良町一般会計補正予算(第1号))を採決します。
お諮りします。
本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。
したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~

◆ 日程第13 議案第32号 東串良町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定について

◆ 日程第14 議案第33号 子どもに夢を岩川征次郎青少年育成基金条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第13 議案第32号 東串良町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第14 議案第33号 子どもに夢を岩川征次郎青少年育成基金条例の制定についての2件を一括議題とします。  
各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。  
町長。

町 長 (宮 原)

それでは、ただいま議題となりました議案第32号及び議案第33号を御説明申し上げます。

初めに、議案第32号 東串良町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

東串良町敬老年金条例の題名及び支給額等の一部を改正するものでございます。

次に、議案第33号 子どもに夢を岩川征次郎青少年育成基金条例の制定について、御説明申し上げます。

大隅リース株式会社代表取締役社長 岩川征次郎氏からの寄附を原資として、東串良町青少年の健全育成及び人材育成に関する施策の財源に充てるため、子どもに夢を岩川征次郎青少年育成基金条例を制定するものでございます。

御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

- ◆ 日程第15 議案第34号 令和6年度東串良町一般会計補正予算（第2号）
- ◆ 日程第16 議案第35号 令和6年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- ◆ 日程第17 議案第36号 令和6年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

日程第15 議案第34号 令和6年度東串良町一般会計補正予算（第2号）から日程第17 議案第36号 令和6年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題といたします。

まず、町長に施政方針の説明を求め、引き続き、各件について提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

まず、施政方針を説明させていただきます。

令和6年第2回東串良町議会定例会の開催にあたり、令和6年度の私の施政方針を述べさせていただき、議員各位並びに町民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

私が、町政の重責を担わせていただき2期8年が過ぎ、今年2月の町長選挙において、再選を果たし3期目を迎えました。これからの4年間で、私が目指す町づくりの集大成として、取り組んで参る所存でございます。

はじめに、能登半島地震において、お亡くなりになりました方々の御冥福をお祈り申し上げ、被災された方々に、お見舞い申し上げます。また、各方面で復興支援に尽力されている方々に敬意を表します。早急の復興を御祈念申し上げます。

本町におきましては、鹿児島県の対口支援の一員として、4月15日から26日の間に、2名の職員を石川県輪島市へ災害派遣いたしました。

さて、昨年を振り返りますと、昨年5月に、新型コロナウイルス感染症が5類になり、行動制限なども解除され、ようやく日常が戻ってきたように感じました。

8月には台風6号が接近し、人的被害はありませんでしたが、本町においても停電が発生するなど自然災害の恐ろしさを感じたところでございます。

令和6年度におきましても、「笑顔あふれるまちづくり」をスローガンに掲げ、町民の皆様の幸せのために、「こどもに夢を」・「若者にロマンを」・「お年寄りに愛を」を重点項目として職員にも、町政の各施策において一歩前へ進む行動力を働きかけ、町民サービス向上のため全力で取り組むよう指示しております。

私自身が、就任当初から行っておりますトップセールスは、今までにも増して精力的に行い、東串良町の魅力発信源となるよう努め、町のさらなる活性化につなげるため、実効性のある効果的な施策を年次的に着実に実施できるように取り組んでまいりたいと思っております。

なお、財政につきましては、国の令和6年度地方財政対策の概要において、地方交付税の1.7%増、臨時財政対策債の54.3%減となっております。具体的には、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、各種重要課題に取り組めるよう地方交付税を増額し、地方財源不足の縮小のため、臨時財政対策債を抑制するとされております。

こうした中ではございますが、直面する本町の諸課題に積極的に取り組みながら、安定的な財政運営の指標となる「財政健全化判断比率」等に留意しつつ、収支の均衡を保ち、住民のニーズにできる限り対応し、「東串良に住んで良かった」と思われるよう各施策を進めてまいります。

まず、はじめに消防・防災対策でございますが、消防施設の適正な管理のため、順次補修整備をおこなっております。今年度は、別府原分団詰所の改修工事及び県防災行政無線再整備事業を実施する見込みでございます。

また、災害等に伴う避難所運営のため、資機材及び備蓄非常食購入を予定しております。

D Xの推進につきましては、デジタルに関する庁内における横断的な取り組み、住民サービスの充実、事務効率化において、住民・行政双方の目線から、地域社会全体の活性化に資するために、システムの計画的な導入を検討してまいります。

また、専門的知見を有する民間企業等と連携を図り、D X推進の中核を担うデジタル人材の確保・育成に取り組むとともにセキュリティ対策、デジタルデバイド対策に努めてまいります。

なお、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により標準化対象事務の20業務について、国の示す標準仕様に適合した標準準拠システムの利用が義務化されておりますので、令和7年度までのシステム移行に向けて、必要な環境整備を進めてまいります。

複合施設の整備につきましては、町民の集うにぎわいの拠点になること、災害時に

は防災拠点の一つとしていくことを基本的な方向性とし、今年度中に基本構想・基本計画を作成いたします。

人口減少対策につきましては、国道２２０号線沿い周辺を中心に町内において住宅建設が行われ、着実に町外からの移住定住が図られております。本町の魅力や充実した移住促進事業補助金制度等を町内外へ広く情報発信し、引き続き移住定住人口の確保に努めてまいります。更には、民間資金を活用した集合住宅の建設に対する固定資産税減免支援策により、現在までの実績として４か所で集合住宅の建設が完了しております。引き続き、制度の周知を図り、住宅不足の解消と定住促進に向けて取り組んでまいります。

空き家対策につきましては、空き家等に関する対策を定める「東串良町空き家等対策計画」を基本とし、空き家バンクへの登録を推進するとともに空き家改修補助金制度を活用しながら適切な管理や利活用の促進に努めてまいります。

次に、商工業の振興につきましては、家計支援及び購買力の流出防止や地元商店の売上向上に向けた取り組みとして、５割増しのプレミアム付き商品券発行事業を実施します。また、商工会が会員へ実施する指導や研修により、経営の効率化などを通じて、利益の向上を図るための施策として商工振興事業補助金交付事業も併せて実施いたします。

次に、観光事業につきましては、柏原海岸のルーピン、唐仁古墳群や本町独特の自然景観等を活用し、周辺市町との連携による広域観光を更に推進してまいります。特に、唐仁古墳群という本町の貴重な文化財資源を観光面でも有効に活用するために、昨年度完成した１号墳に隣接する大隅歴史散策拠点施設の活用がなされるよう周知を図ってまいります。

柏原海岸や松林の景観対策として、海岸清掃と円山公園・ふれあいの森の松林内清掃作業等を昨年度に引き続き実施いたします。円山公園管理センター（愛称：MARUMARINE）を拠点に、イベントの計画・開催や観光情報の発信に努め、町内外の方々が集い楽しめる空間となるよう公園等の機能充実も図ってまいります。

また、近年利用者が増加傾向にあるふれあいの森キャンプ場近くの町有林内に整備されている松露をイメージした宿泊用ドームハウス６棟の活用が図られるよう情報発信に努めてまいります。

昨年度、体験型イベントアウトサイドフェスティバルを初開催し、約１万４，０００人という多くの来場者で賑わいました。本年度は、出展事業者も昨年を大幅に上回ることが見込まれ、本町の活性化やＰＲを図ってまいります。また、このイベントを通じて、いざ大災害が発生した時の備えとして暮らしの中の防災対策の一環ということで、アウトドアの知識を活かすことにもつながっていきたいと考えております。

一方、これまでの物見遊山的観光から着地型観光へのニーズが定着してきております。株式会社おおすすめ観光みらい会議と連携を図り、ツーリズム協議会の会員による県内外からの修学旅行生受入れの支援を行い、着地型旅行の受け入れを推進してまいります。ドームハウスにも宿泊してもらい、町内の飲食店での食事や食品関連事業所での商品づくりの体験をしていただく「食」をメインとしたプレミアムツアーを推進

してまいります。

更には、柏原地区の新たな観光スポットとしまして、悪天候時にも子供たちが遊べるよう円山公園近くの農村環境改善センターのホール内に、全天候型の室内遊具を整備いたします。

ふるさと納税につきましては、歳入確保の重要項目として位置づけております。また、官民・民間の連携により返礼品の充実を図り、単に寄附額を増やすだけでなく、町の特産品PRの機会ととらえ引き続き実施してまいります。

昨年、本町と島根県江津市との間で締結された自治体間連携協定に基づきまして、両市町の小中学生の交流事業等を進めてまいります。

次に、農業の振興でございますが、農業者の高齢化や後継者不足に加え、世界規模での不穏な情勢下、生産資材等の高騰が農業の経営に大きな影響を与えている状況です。農業者の不安を払拭するためには、経済的な負担を軽減させることが重要だと考えます。そのため農業を取り巻く問題等の解決に向け、令和6年度より農林漁業振興支援補助金の拡充を図り、資材高騰対策支援事業や水田営農対策支援事業を新たに追加し、更なる農業振興に努めてまいります。

また、農業者の減少等により耕作放棄地が拡大しないよう農地の集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題であります。10年後の農地の在り方について地域計画の策定を地域の皆様と協議し、次世代の担い手のために適切な農地利用実現に向けて検討してまいります。

施設園芸につきましては、資材価格の高騰や販売価格の低迷により経営が不安定となっております。まずは、生産性の向上を図るため、ハウス内環境制御技術や自動収穫ロボットなどの「スマート農業技術」を積極的に推進するとともに、化学肥料低減については国において推奨されておりますので、町といたしましても町堆肥センターの有効活用の推進も含め様々な施策を組み合わせながら、耕種農家の経営に対する資材高騰の影響を最小限に抑えられるように取り組んでまいります。

また、畜産につきましても同じく資材価格の高騰や販売価格の低迷により経営が不安定となっております。これまでは和牛繁殖農家を対象とした、繁殖雌牛とう汰更新事業の支援を実施してまいりましたが、制度拡充を図り繁殖障害のある牛についても対象牛とし生産性向上に取り組んでまいります。

更には、6月議会定例会において補正予算を計上させていただきましたが、肥育牛、育成牛、乳牛、養豚の各畜産農家についても繁殖農家と同等の新たな支援策に取り組んでまいります。併せて、昨年度、畜産センター周辺の駐車場整備を実施しましたが、同敷地内に24時間使用できる公衆トイレ建設に向けて本年度は設計を考えております。

水田営農につきましては、米の品質向上のため水稻航空防除事業を継続して実施いたします。また、耕作放棄地解消のため農地整備等に係る費用の一部補助を実施いたします。「水田活用の直接支払交付金」等を活用し、「加工用米」等の推進を図るとともにWCS用稲の作付けを推進し、経営の安定に繋げてまいります。

更には、近年、水田におけるWCS用稲の作付け拡大に伴い水不足が一部で発生し

ている中、垂れ流し防止を図るための自動給水栓導入支援を推進し、貴重な水資源の有効活用に取り組んでまいります。

畑作における、さつまいも栽培につきましては、平成30年産から発生した基腐病を始めとする各種病害について、関係機関と連携を図りながら対策に努めてまいります。

露地野菜の振興につきましては、農業法人を中心とした農地の集積・拡大もある程度上限に達しているため、地域計画を策定する中で水田を活用した高収益作物の選定や栽培について検討し、収益力向上に寄与してまいりたいと考えております。

保安林保護につきましては、松くい虫の特別防除を引き続き実施するとともに、鳥獣被害対策においても、鳥獣被害対策協議会、また、令和2年度に発足した住民参加による鳥獣ハンターとも連携を図りながら、農作物等への被害防止・軽減に努めてまいります。

水産業につきましては、つくり育てる漁業の取組としてヒラメ・マダイの放流を引き続き支援し、東串良漁業協同組合が導入した急速冷凍施設等の活用を図り、魚類の販売促進を計画的に推進してまいります。

波見港周辺に放置されている船舶等につきましては、関係機関と連携を図り、継続的に放置艇の解消を図る指導を行ってまいります。

近年、国・県が推奨する農林水産物等の輸出促進について本年度、町といたしましても町技連会を中心に関係機関・農家と一体となって調査研究に取り組んでまいります。

また、将来性のある第一次産業につきましては、農業者・漁業者の安定した経営維持や個人・企業等の新規参入促進のための支援を図りながら、農業・漁業の更なる発展に努めてまいります。

次に、土地改良事業の推進でございますが、農地中間管理機構等を利用した農地の貸し借りを推進することにより、担い手への農地の集積・集約化を促進し、水田の大区画化・汎用化等の農地整備や農業水利施設・農道・用排水路を整備し、農地利用の最適化に取り組んでまいります。

農道整備につきましては、農地耕作条件改善事業等を活用し計画的に整備を実施してまいります。

また、基盤整備につきましては、現在、工事を実施している経営体育成基盤整備事業岩弘地区のほ場整備を計画的に進め、本年度は面工事を6.7ha計画しております。農地集積や道路の拡幅、用水のパイプライン化により農作業の効率化・農業生産性の向上を図ります。

さらに、川東地区のほ場整備につきましては、関係機関と連携し事業実施に向けて推進してまいります。

次に、土木事業の推進でございますが、国・県の財政事情等、引き続き非常に厳しい現状ではありますが、地域指定等による有利な財源確保に努め、住民の皆様方の要望等にも十分配慮しながら計画的に進めてまいります。

まず、国管轄の国道・河川に関しましては、国土交通省大隅河川国道事務所と協力

連携を図りながら計画的改修を推進いたします。

県管轄道路の国道４４８号の道路整備につきましては、令和３年度から事業化され、地域の交通の安全確保、また、活性化を図るため、今後も早期完工に向け、引き続き県へ要望してまいります。

また、東九州自動車道の野方インターへのアクセス道路としての県道黒石串良線の整備促進につきましても、大崎町とも連携をしながら、早期整備を継続して県に要望し、地域経済の活性化に繋がるよう努力いたします。

町道改修につきましては、継続路線としまして、豊栄馬越線、池之原大隅線の２路線、新規路線としまして、寺町線の拡幅・改良工事を実施し、住民の安心安全を確保する道路網の整備を図ってまいります。

また、東串良町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁の長寿命化へ取り組みます。

さらに、昨年度に創設しました止水板設置事業補助金・法面防災事業補助金制度につきまして、本年度も啓発を図り、豪雨・台風等から、町民生活への被害等軽減に寄与してまいります。

県管轄の河川関係につきましては、塩入川改修を進めておりますが、堤防工事が計画的に進むよう、事業早期完工に向け、引き続き県へ強く要望してまいります。

公営住宅関係につきましては、東串良町公営住宅等長寿命化計画に基づき、川西団地Ｂ棟、新町団地の改修工事を実施し住宅の長寿命化を図り、熊之馬場団地、下之馬場団地の解体や設計等を実施し老朽化した住宅の更新を進めてまいります。

東串良町民が居住している住宅に関しまして、昨今では全国的に地震への警戒が強まっており、本町でも対策が必要であると考え、耐震診断補助金及び耐震改修工事補助金制度を創設いたします。

水道事業につきましては、安全で安心な水を常に安定してお届けできる事業経営を行い、本町水道事業を次世代に引き継ぐために必要となる財源を確保するため、公営企業の基本原則を堅持しながら、経営の効率化に努めて、運営基盤の強化と水道サービスの向上に取り組んでまいります。

また、東串良町新水道ビジョンに基づき、水道施設の劣化調査や更新・耐震化事業を実施いたします。

議 長（田之畑）

ここで暫時休憩します。

休	憩	午前１０時３１分
再	開	午前１０時４１分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

施政方針を続けます。

町長。

町 長（宮 原）

次に、福祉行政でございますが、町民の方々が健康で安心して暮らせる環境づくりを推進し、保健・福祉サービスの充実に努めてまいります。

高齢者福祉対策につきましては、「高齢者地域支え合いグループポイント事業」等により元気で生きがいの持てる環境づくりなど、地域で高齢者が安心して暮らせる体制づくりに努めてまいります。

また、高齢者福祉センターは、施設の適切な維持管理に努めながら、高齢者の閉じこもり防止、認知症予防、健康維持増進のための憩いの場として、活用を図ってまいります。

さらに、敬老年金給付事業については、「敬老年金」を「敬老祝い金」と名称を改め、これまで、記念品と合わせて直接贈呈しておりましたが、高齢者の受け取りのための移動における安全面への配慮や、移動の費用、煩雑さ等を考慮した結果、記念品を廃止し、祝い金額を増額した上で、それぞれの受け取り口座への振り込みとすることで、受け取る高齢者の安全面や利便性の向上、福祉の増進を図るなど、高齢者支援事業を引き続き実施してまいります。

また、町の単独事業として実施している「紙おむつ給付事業」「介護者福祉手当支給」を継続することで、介助者の負担軽減も図ってまいります。

なお、今年度は、福祉バスの納品を予定しており、老人クラブや各種福祉団体の研修事業等に活用していただくことで高齢者福祉の向上を図ってまいります。

障がい者福祉対策につきましては、関係機関と連携を図り、相談業務や情報提供及び福祉サービスの給付など、必要な支援に努めてまいります。

児童福祉対策につきましては、安心して出産・子育てができる環境整備を図るため、妊娠の届出時から妊婦・子育て世帯に寄り添い、必要な支援を実施するなどの「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業」を継続し、さらに、出生祝金を支給する「赤ちゃんすこやか支援事業」や「副食費等の補助」、「新生児のオムツ購入費補助」の継続により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることで、出生率の向上にも寄与できるよう努めてまいります。

また、「子育て世代包括支援センター」では、母子手帳交付から18歳まで必要な支援を継続的に実施し、新生児・産婦訪問事業や乳児全戸訪問事業、子育て相談などと合わせ、子育てサポートの充実に努めてまいります。

保育事業につきましては、保育を必要とする全ての家庭が利用できる体制づくりに努めてまいります。

生活困窮者支援対策につきましては、「大隅くらし・しごとサポートセンター」や「社会福祉協議会」、「民生委員」などと連携し、包括的な支援に努めてまいります。

保健衛生事業につきましては、各種がん検診をはじめ、特定健診および特定保健指導などを推進し、「生活習慣病の発症予防・重症化予防」に積極的に取り組みながら、

町民一人ひとりが主体的に、健康管理ができるよう保健事業等の充実を図ってまいります。

また、乳幼児から高校３年生までの「医療費の全額助成」についても継続し、子育て世代のサポートや子ども達の早期受診による疾病の重症化予防に取り組みます。

さらに、乳幼児の健診や保健指導、妊産婦の定期健診、不妊治療の助成に加え、出産後の心身の安定と育児不安の解消を図るため、産後ケア事業や母子健康相談も引き続き実施します。

予防接種助成事業につきましては、新型コロナウイルス感染症が、今年の５月８日から感染症法上の位置づけが「５類感染症」となり、国民の自主的な取り組みとなりました。

ワクチン接種につきましては、令和６年３月３１日をもって特例接種が完了し、原則６５歳以上の高齢者を対象に定期予防接種化されます。これにより、季節性インフルエンザ予防接種と同様の取扱いとなるため、今後は、自己負担額の補助を実施するなど予防接種を円滑に進められるよう関係機関との連携を図りながら、適切に対応してまいります。

さらに、重篤な健康リスクをもたらす可能性がある疾患の帯状疱疹に対しては、発症の可能性が高まる５０歳以上を対象とした予防接種費用の助成を新たに実施し、接種費用に係る経済的負担を軽減することで、接種しやすい環境づくりを行い、町民の健康リスクの低減を図ってまいります。

なお、他の予防接種助成事業につきましては、乳幼児の定期予防接種のほか、成人用肺炎球菌の接種費用の助成を延長し、成人男性の風しん対策として、対象となる約３５０名に対し、抗体検査と予防接種を無料で実施するなど、疾病の予防、まん延防止、重症化予防に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、令和５年度に、国保加入者の負担を軽減するため、国民健康保険税の見直しを行い、税率の引き下げ等を行いました。

また、令和６年１月からは、子育て世代の負担軽減及び次世代育成支援等の観点から、「産前産後期間の国民健康保険税免除制度」も始まりました。

国民健康保険事業は、加入者の高齢化や若年層の人口減少という国保の構造上の問題から、今後も厳しい財政運営が続いていくものと予想しておりますが、引き続き「医療費適正化対策事業」「特定健康診査事業」「特定保健指導事業」「国民健康保険税徴収率向上対策事業」「重複服薬者等対策事業」を着実に進め、高齢化の進展に伴う急激な医療費の伸びを少しでも適正化できるよう取り組んでまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、運営主体である「鹿児島県後期高齢者医療広域連合」と連携し、保険料の収納や窓口業務の対応を行い、制度の円滑な運営に努めてまいります。

また、引き続き、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を実施し、高齢者の健康管理についても切れ目なく継続的に取り組んでまいります。

介護保険事業につきましては、適切なサービスの提供に努め、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう地域包括ケアシ

システムの構築に取り組んでおります。

その中核を担う地域包括支援センターにつきまして、よりよい住民サービスの提供が行えるよう体制の見直し、及び強化を図るために、専門的な知識やノウハウ、柔軟な発想と行動力をもって地域のニーズに適した支援を提供できる民間事業者への業務委託を令和7年度から実施できるよう準備を進めて参ります。

また、「ころばん体操」や「ひらめき体操」、「高齢者等のサロン活動の支援」や、高齢者を支える地域づくりの「生活支援体制整備事業」の推進にも努めてまいります。

次に、戸籍関係につきましては、マイナンバー法の一部改正により、氏名の振り仮名が記載事項となり戸籍、戸籍附票の各システム改修、整備を行うことや、マイナポータル手続きにより、転出・転入・転居等のワンストップ化を向上するよう努めてまいります。

国民年金事業につきましては、窓口や電話等による住民からの年金相談に対し、鹿屋年金事務所と連携し、随時対応いたします。

生活環境対策につきましては、生活排水対策として住宅に小型合併浄化槽を設置する住民に対し補助を行います。また、トイレのみの単独槽や汲み取り槽から合併槽への転換については、撤去費用と宅内の配管工事費に補助を行います。さらに、町内の施工業者を利用される方については、町単独による加算も行います。

また、衛生対策につきましては、ごみ排出量の縮減と各リサイクルを推進し、総量縮減に努めながら住民生活の向上を図ります。

また、不法投棄対策として、東串良町衛生自治団体連合会と連携を図り、巡回パトロールを行うことで、地域と共に機運を醸成してまいります。

なお、今年度も海岸漂着物等地域対策推進事業を実施し、ゴミの除去作業を行い柏原海岸の環境美化に努めます。

次に、教育の振興でございますが、誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会を目指して、夢や希望を実現し、ともに未来を創る東串良の人づくりに努めてまいります。

本町の教育施策の方向性として、お互いの人格を尊重し豊かな心と健やかな体を育む教育の推進、未来の創り手となる資質・能力を伸ばし社会で自立する力を育む教育の推進、信頼され地域とともにある学校づくりの推進、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進に取り組んでまいります。

不登校対策としましては、新たに中学校内に「教育支援センター」を設置し学校全体で不登校生徒に対し、相談、指導及び支援等を行ってまいります。

また、東串良の地域学習として、「郷土検定」を実施するとともに、児童生徒を対象とした土曜学習講座「ひっくら塾」も、昨年度からの継続事業としてプログラミング講座を実施し、時代の要請に応えてまいります。

次に、学校における子どもの安心安全を図るため、登下校時の巡回パトロール、3校合同の防災訓練や小中一貫教育の充実、学校給食共同調理場建設工事など、快適な環境整備事業などに取り組んでまいります。

各学校におけるICTの活用については、教職員研修等を実施し、授業向上に努め

てまいります。また、児童生徒のタブレットの持ち帰りを促進するとともに、様々なソフトやアプリを利用した、更なる学力向上に努めてまいります。

学校給食事業につきましては、地元食材の活用を模索しつつ、地産地消を推進し、バランスの取れた献立を工夫するとともに、調理業務委託業者と連携しながら、徹底した衛生管理を行い、安心安全な学校給食を提供できるよう努めてまいります。

また、子育てのしやすい教育環境整備の一助として、給食費補助事業を継続しつつ、保護者負担を小学校2,000円、中学校2,500円からそれぞれ1,000円に引き下げを行い、更に小中学校の新入学1年生に対し、入学助成金3万円を支援してまいります。

社会教育につきましては、「東串良町教育振興基本計画」に基づき、「地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進」「生涯を通じて学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興」に取り組んでまいります。

地域ぐるみでの子どもの育成として、多くの地域住民や多様な団体等が連携・協働した「地域学校協働活動」を推進してまいります。

また、地域を支える次世代の人づくりとして、関係機関と連携を密にしながら、地域社会でのボランティア活動や自然体験活動の推進を図り、ふるさとに誇りと愛着を持ち、個性豊かで心身共にたくましい青少年の育成に努めてまいります。

家庭の教育力の向上として、家庭教育学級等における保護者の参加促進や子どもの年齢に応じた研修の充実に努めてまいります。

文化芸術活動促進につきましては、身近な場所で多様な文化芸術を鑑賞し、体験できる環境づくりと優れた文化芸術活動へ参加できる機会の拡充を図ります。

文化財の保存・活用につきましては、引き続き唐仁古墳群の保存・活用を中心に努めてまいります。本年度も昨年度同様、保存活用検討委員の意見を伺いながら発掘調査等を実施し、唐仁古墳群の調査を進めてまいります。

社会体育につきましては、生涯スポーツの推進としてスポーツ推進委員の資質向上を図るとともに指導体制を整備し、スポーツ協会との連携を図りながら各種スポーツ団体やスポーツ少年団の育成を図ります。

また、各競技団体や関係機関との連携を図りながら、研修会や講習会等を開催し、指導体制の整備・充実に努めます。

おわりになりますが、以上、令和6年度における町政運営にあたって述べてまいりました。各施策の執行につきましては、財源の確保に努めながら、費用対効果を重視し、適正かつ有効な住民サービスを提供したいと考えております。

私の信条は「笑顔あふれるまちづくり」です。町民主体の活力に満ちた町政にしたいと思っておりますので、議員各位の皆様をはじめ、町民の皆様方の深い御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

ありがとうございました。

続きまして、議題となりました議案第34号から議案第36号までについて説明申し上げます。

まず初めに、議案第34号 令和6年度東串良町一般会計補正予算（第2号）につ

いて、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億5,750万円を追加し、歳入歳出それぞれ66億4,800万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるところでございます。

次に、議案第35号 令和6年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出それぞれ10億5,364万1,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

最後に、議案第36号 令和6年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,258万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億7,377万8,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

御審議くださるよう、よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、6月11日午前9時30分より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

散 会            午前11時02分

## 令和6年第2回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 令和6年6月11日 午前9時30分  
散 会 令和6年6月11日 午後1時55分

### 出席議員（10人）

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 上 池 勝 彦 | 2番 小 川 香 織 |
| 3番 児 玉 勇 治 | 4番 瀬戸山 譲 一 |
| 5番 牧 原 完 治 | 6番 西 園 貞 美 |
| 7番 前 田 隆   | 8番 上 園 ミ キ |
| 9番 宮 地 利 雄 | 10番 田之畑 稔  |

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

4番 瀬戸山 譲 一                      5番 牧 原 完 治

### 職務のため出席した者の職・氏名

事務局長          浜 屋 啓 子                      書 記          清 瀧 美東士

### 地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

|        |         |                  |         |
|--------|---------|------------------|---------|
| 町 長    | 宮 原 順   | 住民課長             | 有 嶋 義 昭 |
| 副町長    | 大 園 保 広 | 企画課長             | 中 島 孝 一 |
| 教育長    | 金 久 三 男 | まちづくり推進課長        | 上 原 久   |
| 会計管理者  | 前 田 秀 一 | 農地課長兼農業委員会事務局長   | 上 野 勝 志 |
| 総務課長   | 江 口 勝 志 | 管理課長兼学校給食共同調理場所長 | 中小野田 輝幸 |
| 農林水産課長 | 瀬戸山 雅 樹 | 社会教育課長           | 吉 留 潤一郎 |
| 福祉課長   | 倉ヶ崎 和 治 | 総務課長補佐           | 上 野 史 生 |
| 税務課長   | 西 田 博 文 |                  |         |
| 建設課長   | 寺 園 竜 二 |                  |         |

|           |          |
|-----------|----------|
| 議 事 日 程   | 別紙のとおり   |
| 会議に付した事件  | 議事日程のとおり |
| 一般質問の目次   | 別紙のとおり   |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり   |

## 議 事 日 程

日程第 1 議案第33号 子どもに夢を岩川征次郎青少年育成基金条例の制定についての訂正  
の件

日程第 2 一般質問



## 一般質問の目次

| 質 問 者  | 質 問 事 項               | 掲載ページ  |
|--------|-----------------------|--------|
| 瀬戸山 譲一 | 1. 複合施設について           | p. 2～  |
|        | 2. 給食センター建設について       | p. 7～  |
|        | 3. 教育行政について           | p. 11～ |
|        | 4. 文化財の保存・活用について      | p. 15～ |
|        | 5. 地震と津波について          | p. 16～ |
| 小川 香織  | 1. 施政方針について           | p. 19～ |
| 西園 貞美  | 1. 柏原地区の観光対策について      | p. 41～ |
| 宮地 利雄  | 1. 国保税について            | p. 46～ |
|        | 2. 高齢者対策について          | p. 48～ |
|        | 3. 教育行政について           | p. 49～ |
| 上池 勝彦  | 1. 町内事業者への支援応援補助金について | p. 51～ |
|        | 2. 危険空き家対策について        | p. 52～ |
| 児玉 勇治  | 1. 身寄りのない遺体の対応について    | p. 55～ |
|        | 2. 複合施設の調査報告書と提言書について | p. 57～ |

## 会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。  
直ちに議事に入ります。

~~~~~

◆ 日程第1 議案第33号 子どもに夢を岩川征次郎青少年育成基金条例の制定についての訂正の件

議 長（田之畑）

日程第1 議案第33号 子どもに夢を岩川征次郎青少年育成基金条例の制定についての訂正の件を議題にします。

町長から本件について、理由の説明を求めます。
町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

事件の訂正について御説明申し上げます。

令和6年6月4日に提出いたしました議案第33号 子どもに夢を岩川征次郎青少年育成基金条例の制定については、今回の寄附が一般寄附金である観点から提出した議案の訂正を行うものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第33号 子どもに夢を岩川征次郎青少年育成基金条例の制定についての訂正の件を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は許可することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第2 一般質問

議 長（田之畑）

日程第2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

4 番 瀬戸山譲一議員。

4 番 瀬戸山議員。

4 番 (瀬戸山)

通告に従って、質問をさせていただきます。すみません、今日はちょっと声がかれてしまって聞き取りにくいところもあるかもしれませんが、その辺は容赦よろしくをお願いします。

そして、Y o u T u b eで配信されるということで、それを意識しての一般質問、初めてのトップバッターです。ちょっと緊張しております。今日、傍聴の方もいらっしゃいますけど、Y o u T u b eでこれからとくと見られるということで、それを意識した形での一般質問を心がけていきたいと思います。

まず最初、1 番目、複合施設、よく質問いたしますけど、改めて質問します。

ちょっとこれ議長、お願いなんですけど、複合施設についての①②、②と①とちょっと入れ替えて、話を分かりやすくするために②から質問する形をやらせていただいてもよろしいですか。

議 長 (田之畑)

それは別に構いません。

4 番 (瀬戸山)

では、すみません、複合施設について、②から行きます。

箱物優先、なぜ建設の趣旨、コンセプトを最初に町長自らの口で行わなかったのか尋ねるということですが、だから順番が逆だと思うんですね。去年12月にも言わせていただいた複合施設関連の研修先ということで、日本一の子育て支援の岡山県奈義町に行ったときに、そのとき12月にも言いましたけど、子育て支援センターをつくるときに、奈義の町長は言われたのは、10年先をちょっと考えませんかということを町民の皆さんに問うてから、そしてその信任を得て、建設に踏み切ったということを電話で確認したということをここでも述べさせてもらいました。そして錦江町も医師会立病院のことでいろいろと今あるわけですが、これも聞いてみたら、まず町民に病院の建設をどうしますかと、その可否を問うてから、そこは賛成が多かったからそういう形になったみたいですが、それをやるのが当然だと思うんですけど、まず時系列的に見れば去年の3月にコンサルタントの2,000万円を取って、そして水面下で進めて、そして町民の皆さんに具体的にお知らせしたのは1年後の今年の町報の1月号と2月号ですよ。1年間ほとんど何も町民に知らされていなかった。そのことを去年の12月で一般質問したときも町長の答弁というのは、議会だよりに掲載してもらったということと、そして検討委員会の2名を募集したから、それで町民には知らしめていたんだということを言われましたけど、それは全然そういうことは足りないで、なぜそういうことをいうかということ、そのコンセプト、それか

ら投げかけがないから、今度、町民の皆さんと語る会の中でも、ほとんどの方が言われるんですね、出席された方が。町民の皆さん、まだ全然分かってないですよとか、知らされてないですよとか、知らないですよという人までいるということも結構言われております。だから最初、去年の3月に2, 000万円のコンサルタント料を取る前に、町長がちゃんと町民の皆さんに、まずそのコンセプトを言うべきではなかったのかということをもう1回再度言います。その件に関してはどう思ってますかね。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

現在まで、この複合施設の件につきましては、様々な議案の中で、町民の代表である議員の皆様にご説明しております。まずは、新過疎法が令和3年4月1日に制定されましたけれども、同年9月の第3回議会定例会におきまして、過疎計画の議案に複合施設の事業費を計上し、説明もいたしております。また、令和4年3月の第1回議会定例会におきましても、町の最上位計画である総合振興計画の基本構想の中で、本町の未来を育むまちの拠点づくりとして、老朽化した公共施設を集約した複合施設の整備が喫緊の課題であるとして盛り込んでおります。これらの計画を政策課題の一つとして捉え、庁舎内の合意形成を行い、その結果を踏まえた上で、複合施設建設基本構想、基本計画を策定するための支援業務を委託する2, 000万円の予算を計上し、可決をいただいたところでございます。

なぜ建設の趣旨やコンセプトを私自らの口で言わなかったかという議員のお尋ねでありますけれども、議員、議会及び町長の二代表制の下、冒頭申し上げましたが、各種計画や予算の議決をもって現在まで進めてきているところでございますので、私の新たな複合施設に対する考え方につきましては、十分に発信してきたものと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

いや、今の答弁は議会に対してとかですけど、町民の皆さんが知らないという現実、近所でもよく複合施設のお話をすると、知らないよそんなのと言う人がたくさんいらっしゃるんです。つい先々週かな、岩弘の町民の皆さんと語る会の中でも、ある御婦人の方が、その方も検討委員ですけども、まるで伝わっていないとおっしゃるんですね。だから町民の皆さんが知らない中で、こういうことが1年間ほとんどコンサルタントに入れてから報告もされずに、今年になって去年12月、私がわんさかわんさ

か言いましたよね、あのときも。町民の皆さん、誰も知らないよって。何か、これ早とちりかもしれませんけど、言われたから今年の1月号と2月号で複合施設の建設の趣意を説明するという形でしたけれども、私としては言わなかったらそのままずっと検討委員会とただ議会のやり取りの中で進められているのかなという感が拭えないからこういうことを言わせていただいているんですけどね。今をもって町民の皆さん、知らないんですよ、町長。誰かほかの人に、私たち議会じゃないですよ、私は当初から反対させてもらっているんで、多数決で今、話は進行していくわけですけども。まず問わないといけないのは、住民の皆さんですよ。ここを言いたいんですけども、今の答弁の中でもそのことに関して話されていないんじゃないですかね。なぜ住民の、だからコンセプトを打つというのは、奈義町の町長のチラシがありましたけど、町長の写真を出して、わざわざ出してるんですよ、町民の皆さんに。今年の1月号、2月号までの1年間、結局何もしてませんで、話は水面下でどんどん進んでいますよ。私はそこが、言葉は悪いんですけど、うさんくさいと思っているんですよ。何で町民の皆さんに知らせないで話が進んでいくのかということ、いつも不思議に思って不信に思っています。

それで今度、1月号、2月号も説明がありましたけど、町長の具体的な趣旨説明って全くないんですね。念頭の巻頭言にはちょこっと進めますと書いてありますが、町長自ら、この前も執行執権者は私であると言われてましたけれど。であるならば、町長自ら、なぜ町民の皆さんにそれを訴えていっていないのか。今、話がありましたけど、これはもう蛇足だと思うんですよ。町民自らに自分の口でもう1回、私は後で言おうと思っていましたけれど、この計画というのは1回振出しに戻って、町民の皆さんに十分知らしめてから、そして町民の皆さんがいろんな意見を言うような形を取っていかないと、これやばいと思っています。これ議会制民主主義でもどうのこうのってちょっと言いますが、自分たち議会と執行部のやり取りの中でもそれだけで話が済んでしまっていてはどうしようもないんじゃないですか、町長、いかがですか。もう1回振出しに戻って考えてみるべきではないかと思いますが、どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

住民の説明者というか、議員さんそのものは毎月報酬をもらっておりますので、住民の方が分かっている方がおれば議員さんが説明してあげていただければありがたいなと思っております。私は私で説明しております。また2月の選挙でも住民の方に訴えてきました、この複合施設の大事さというか、必要性というものを。自分自身が責任を放棄しているようなものですよ、あなたがおっしゃることは。住民が知らない知らないというのは。説明してほしいんです。議会でも説明しております。

以上です。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

ちょっと話が分かりませんがね。だからなぜそういうことを言うかというのも住民説明会が4回行われても、住民の方々がほとんど参加していない。複数名だけの出席だったということを聞いております。だから町民の皆さんの関心もないということなんですね。私に説明責任をせよと言われても私は反対してるわけですから、説明する必要はないんですよ。そりゃそうでしょ。最初から反対してるわけじゃないですか。そんな言い方をされてはいけないと思いますよ。

だからもう1回振出しに戻って、住民説明会もほとんど町民の皆さんが来られなかった。ある意味すっぱかしをされた形ですけども、住民の皆さんの建設に対する意識を高揚してからやっていったほうがいいんじゃないですか。私は前も言いましたけど、子供たちも交えて、まずまちづくりからということをやっていると、まず箱物優先になってしまって、例えばいい例ですけど、唐仁に唐仁古墳群の今度テラスを含めたトイレ、そして駐輪場ができましたけれども、地元であるんですけども、古墳の遺跡を勉強する、研修するという形で、私も朝晩ずっと通ってますけど、盛大なオープニングセレモニーが開かれましたけれども、誰一人そこに来ている人を見たことはありません。ここもこれからどうなるのかなと思っています。だからここになぜ箱物優先と書いたかという、まず箱物をつくるから、優先するからこうなってしまうのであって、唐仁古墳群に対してもソフトの部分、唐仁古墳の情報発信とか全然されていないからこういうことになってしまうんじゃないでしょうか。町長の家の前ですから、その辺町長も分かっていると思いますけれど。人は全然来てませんよ。

議 長（田之畑）

瀬戸山議員、通告外だから。通告とは話がちょっとずれてきている。

4 番（瀬戸山）

そういうことです。

それでこれ1番に立ち返ります。よく耳にするんですね。複合施設はもう骨子は決まっているって。この前、岩弘でもあったんですけど、住民説明会に出られた方が決まっていることを投げかけてくると。そうしたら後からいいですけど、アンケートもつくることを前提にしたアンケートだから、これ成立しないんですよ、こんなの。だからさっき2番は言ったから1番に移って、大体その趣旨はここで話しましたけれども、だから今言ったアンケートに移りますけれど。今日、同級生が来てくれなくて、その同級生に怒られたんですけど、その彼が全協のときに、アンケートの説明会のときに来てくれました。そしてモバイルアンケートの中身を紛失してしまったということで新聞にまで出てしまったわけですけども、このアンケートについてもう1回

聞きますけど、まずここに書いてありますけれども、アンケートの反対意見、賛成との比率も全然町民に示されておりません。あり得ないモバイルアンケートといいますが、何でも言いますが、モバイルアンケートだったら、モバイルアンケートも120件か紛失したということで問題がありましたけれども、このモバイルアンケートも誰人でも町民でも、町外の人でも何回でもアクセスして、モバイルアンケートに参加できる。これあり得ない話ということは何回も言っておりますけれど、これも全部無視されたままで、ある意味、今日ここに書いています、強行されてきました。私の同級生が言うんですよ。こんなあり得ないアンケートを町民に試行させた、そのトップの責任者は誰よと言ったんですよ。このアンケートが今もって正しかった、成立したと思っておりますか。なぜ反対意見は全く示されないんですか。町長の認識を聞きたいです。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

取りあえずは、アンケートの反対意見、そして賛成との比率も示されない、あり得ないモバイルアンケートも強行された。これが正しいアンケートだと思うかということに對しまして、お答えします。

昨年12月末に実施いたしましたアンケートにつきましては、全世帯3,260世帯に配付いたしまして、33.7%に当たる1,097世帯から御回答をいただいております。自由意見のところで賛否両論の御意見をいただいておりますが、この内容につきましては、町ホームページなどでどなたでも閲覧できるように公開されておりますので、あえて比率を示すまでもないと考えております。

参考までに、自由意見のところで文脈にもよりますが、明らかに反対意見と読み取れるものは、おおよそ14件のようであります。御回答いただきました1,097世帯の約1.3%に当たります。またウェブアンケートも188世帯から御回答いただいております。紙以外のアンケート回答方法も提示することで、回答者が便利なほうで御回答いただけるように選択肢の幅を広げたことは、利便性の向上につながることができたのではないかと確信しております。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

じゃあ、このアンケートは正当性があり、妥当性があったということで、町長はどのように認識しているということですか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
そのとおりでございます。

議 長（田之畑）  
4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）  
そこが信じられないんですね。このアンケートを執り行ったランドブレインですけ。だから私なんか全然信用してないんですよ。だから何人、誰人でも何回でもアクセスするアンケートってこれ一般的にあり得るんですか、こんなの成立するんですか、もう1回聞きます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
おっしゃるとおり成立しますよ。

議 長（田之畑）  
4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）  
がちが明かない話で、こんなの東串良でしか通用しないと思います。何笑ってるんですか。

議 長（田之畑）  
発言を気をつけて。

4 番（瀬戸山）  
ここがどうしようもないところだと思いますね。いろんなことをこれから考えていけないといけないわけで、住民本位の複合施設のつくり方ということをこれから問うていかなければいけないと思っていますので、いろいろと考えていきたいと思っています。  
じゃあ、次に行きます。  
給食センターの建設についてです。  
設計事務所がどのように、今鹿児島県のどこでしたっけ、採用されたか尋ねるということで、その経緯をちょっとお伺いしたいと思います。



議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

設計業者につきましては、事業量、事業期間等を考慮し、本町に指名願が提出されている一級建築士が3名以上いる事務所で、給食センター設計業務の実績があり、なおかつ同等以上の関連のある設計業務実績のある業者を推薦委員会で6社選定しております。町内の設計業者もおりますが、事業量や事業期間等を考慮すると、一級建築士1名の個人事務所では、万が一の場合、対応しかねると考え、先進地研修先でも実績のある業者を選定しているとのことでしたので、推薦委員会の決定に基づき採用したわけでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

この質問の趣旨はなぜ今、どのように採用されたかですけど、去年、給食センターの予算が11億円が計上されて、昨日かな、最終的に16億5,000万円に増額されたわけですけども、その経緯がなかなか私、理解できないんですよ。だから物価高騰もあって、11億円の根拠は何かといったら、加計呂麻の瀬戸内町が町のスケール、大体人口も同じぐらいだということで、アバウトな計画だったわけですけども、そこから始まって最終的に16億5,000万円が計上されて、なぜそのような比率、かれこれ昨日も説明がありましたけど、なかなか腑に落ちない部分があってですね。何を言いたいかということも結論から言いますけれども、やはりこういうふうになるに至った経過というのをちゃんと執行部、役場当局がチェックしているのかなということなんです。だから給食センター建設に限っては、内部の調理器具メーカーホシザキさんが入るとか聞いてますけど、そして東洋食品さんが給食もやる。それで役場がそことどう関わっていくのかと。その人たちだけの意向だけで進められていて、自分たちがチェックできなかったら、これはどうしようもないなというところが一番のみそだから、この話を持ちかけているわけですけども。だから鹿児島の方が決まったということを我々議会にも何も提示をされませんでしたね。いつの間にか決まっている。複合施設と一緒に。何か分からないけど、水面下が話が着々と進められている。去年聞いたのは、この11億円という時点で町民の皆さんにも提示してますかと言ったら、提示してませんと、その予定もありませんということでした。今、給食センターについても町民の皆さんからいろいろ批判が起こっていることは御存じですかね。内容が不明確なんです。だからそれもなぜ不明確かといったらちゃんと町民

の皆さんにも説明して、そして給食センター建設に関しても町長自らがこういう状況だから給食センターをやりますということを言っていないといけないんですね。町民の皆さん、給食センターも、あひき中学校の裏に何が出来っどって、まだこんな感じですよ。だからこういう億単位、何十億単位の事業のときはコンセプトを打たなきゃ駄目なんです。自分だって分かりません、元建設業の端くれですけども。どんどん話が有為転変してしまっ。だからそこにちゃんとしたチェック体制、監視機能がないと何もかも丸投げ、人任せじゃ駄目だと思うんですね。そこを聞いてみたところでした。だからこの質問というのは、その体制、町の役場執行部の在り方を聞いてみたかったわけですよ。どうですか、町長。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

これは給食センターは、想定外の想定外ですね。急を要するものです。これは、どうしてもしていかないとならないというのは、これはお父さん、お母さん方の弁当です。もう父兄、保護者に迷惑をかけるわけにはいきませんので、これは急を要したということもあります。もし議員が聞かれたら、こうして保護者とか、親御さんに迷惑をかけるわけにはいきませんので急を要しました事案でございますということを説明していただければありがたいと思っております。どうしてもこれはつくらなくてはならないという事業でございます。

以上です。

議 長（田之畑）  
4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

私に説明しろと、そんな話ないですよ、町長。そんな理屈が通るのはこの本会議だけじゃないですか。呆れますよ。

じゃあ、次に行きます。

いつも言ってますけど、経済って何か。経世済民という言葉で南大隅町の議長さんがよく言われますけど、要するにこの世を治め、民を救うという意味だそうなんですけど、それをそのまま東串良に当てはめてみたいんですけども、公共事業、公共投資というのはどこの市町村でもそうですけど、いただいた国からのお金、資金、補助金、それから助成金をいただいたら町内で回すことが、これが経済の要だと思うんですよ。これはいつも言っております。だから公共工事にしても、その設計にしても、できるだけ町内の業者さんをとということも口酸っぱく昔から言ってるつもりです。

それで今度給食センターを建てるとということで、トータルの16億5,000万円、すごい金額ですけど、この金額をやるのであれば、町に還元して、町の中でお金を回

していくという、これが公共事業の本来の意味だと思います。であるならば、町内の業者さんたちから要請があった。ぜひ、本体建築も要望書にありましたけど、ちゃんと人用もそろえて一生懸命頑張りますので、ＪＶでも組ませていただいて、町内業者を優先するような、公募型にはなるとは思いますけど、そういうＪＶでも組んでいただけるようにお願いしますというのは、町長部局にも議会にも来てましたね、要望書が。私はそれはちゃんと酌んであげるべきだと思います。ですから、ここで昨日は総務課長からもいろいろ、予定価格も公表制にしてどうのこうのといういい話はいただいたんですけど、最後の要である町内業者にＪＶを組ませるか組ませないか、この辺はどうなっているのか教えてくださいませんか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

まず説明させていただきますのが、地方公共団体の契約方法といたしまして、地方自治法第２３４条第１項及び第２項によりますと、一般競争入札が前提であることが見てとれます。これは議員の皆様がかねてより述べられています財源確保の観点からも有効な手段であり、工事請負と契約に競争性を持たせることは、地方自治の原則であるとも言えます。また契約締結後は、当然ながら契約履行を確保することが町には求められており、この一つの手段といたしまして契約保証金がございます。この契約保証金は、契約金額の１００分の１０の納付が定められております。

このような大きな工事の場合には、請負会社の経済的な体力も求められるところでございます。これらのことから、近隣の市町におきましても、おおむね１億５，０００万円から５億円以上の案件においては、いわゆるＪＶ、共同企業体の構成により、技術や経済力を結成された上で、競争入札に参加するよう規定されております。

これを踏まえまして、本町におきましても、東串良町建設共同企業体入札参加資格等取扱要綱を策定し、３億円以上の建築工事につきましては、ＪＶ構成による入札の執行を行うことと規定したところでございます。その中で、町内業者をＪＶ構成員とすることにつきましては、町内業者育成の観点を踏まえまして、その組合せ等について推薦委員会の中で協議を重ねて決定していきます。

以上です。

議 長（田之畑）

４番 瀬戸山議員。

４ 番（瀬戸山）

ちょっと最後の最後が聞き取れなかったんですけど、町内業者をＪＶを組ませる形で構成員、それを検討しているということですか。その方向性だということですか。

最後すいません、聞き取れなかったんですけど。だから私が聞きたいのは、町内業者もＪＶを組ませて、入札、公募型にも参加できるように配慮をされていますかということ。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
もう一度言いますが、町内業者をＪＶ構成員とすることにつきましては、町内業者育成の観点を踏まえまして、その組合せ等については、推薦委員会の中で協議を重ねて決定いたします。

議 長（田之畑）  
４番 瀬戸山議員。

４ 番（瀬戸山）

今検討中だというふうに解釈していいと思いますが、ここはやはり今いろんな形でどういうふうに事態が推移するのかということは、皆さん相当注目されております。町内でお金を循環させる。町内でお金を消費させる。これ最も大事なことです。その辺の配慮はよろしく願います、今計画中ですけれども。よろしく願います。よろしく願いますじゃ、駄目なんですけどね。

次に行きます。

教育行政についてです。今回、中学校内に設置する教育支援センターとは何か尋ねるということで、教育長にちょっとお伺いしたいんですけど、これ自分の整理のためでもあるし、これを言うことで、また皆さんにＹｏｕＴｕｂｅを通じて知っていただくことも大事だと思います。

まず幾つかお伺いしたい中で、先日、中小野田課長からお聞きしたんですけど、不登校の子供さんが去年は１４名、今年は７名ということでしたけれど、それでよろしかったんですかね。

議 長（田之畑）  
教育長。

教育長（金 久）

令和６年度における現時点におきましては、小学生１人、中学生６人が不登校の状況でございます。

以上です。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番 (瀬戸山)

ちょっとその数字の中身を小学校、中学校聞きそびれたもので、今再度お聞きした形で、7名ということを確認しました。

その中で、まずこの前、中小野田さんがちょっと言ってくださったんですね。特別支援学級の先生は今不在となっておりますということでしたけれども、去年一般質問をしたとき、長期の休暇を取っている先生方がいらっしゃるということと、辞めた先生もいらっしゃるということで、あれしてましたけど、今、特別支援学級の先生はいつ頃から、なぜお休みになっているのか、その辺はお伝えできますか。

議 長 (田之畑)

教育長。

教育長 (金 久)

個人が特定されるので、その件については回答は控えさせていただきますが、令和6年度における本町立の小中学校における教職員の配置につきましては、完全配置でございます。

議 長 (田之畑)

4 番 瀬戸山議員。

4 番 (瀬戸山)

今の質問は最終的にはここに結びつけるための準備段階ですので、そこは理解してください。

そこも大変重要だということを中小野田さんから聞いたんですけど、今不在という形で、これからどういう形を考えていらっしゃるのか、多分教育支援センターに話を結びつけていきたいと思っておりますけれども。

次に、教育指導主事の扱いはどうなっていますか。

議 長 (田之畑)

教育委員会のほうで、通告外だとか、そういうことであればそのように答えてください。私から答える問題ではないですから。

教育長。

教育長 (金 久)

個人の特定に関わることなので、その件については控えさせていただきますが、特別支援学級の担任が不在というのは、令和5年度のことでありまして、令和6年度はきちんと配置がなされているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

承知しました。

あともう一つ、その前提の話を聞かせてください。教育カウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの方は、今どのような活動を東串良でされていますか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

スクールカウンセラーにつきましては、鹿児島県教育委員会が必要に応じて各学校の要望があれば配置するところであり、各学校が保護者や児童生徒からの悩み相談などがある場合には、スクールカウンセラーを配置していただいているところです。スクールソーシャルワーカーにつきましては、本町にも配置していただいているところであり、それにつきましてもスクールカウンセラーと同様の取扱いをしているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

今までのお伺いを兼ねて、そして本題に入りたいと思います。

教育支援センターとは何か尋ねるということで、もうちょっと詳細が分かりません。ちょっと教えてくださいますか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

教育委員会としましては、不登校対策は本町教育行政の重要課題の一つであると認識しており、本年4月、東串良中学校の生徒のうち、心理的・環境的、その他の要因によって、在籍する学級に登校しない、もしくは登校したくてもできない状態にある生徒に対し、在籍する学級への復帰を促すために、相談・指導及び支援等を行う機関

## 会 議 の 経 過

として、東串良中学校に校内教育支援センターを設置したところでございます。

校内教育支援センターの業務としましては、不登校生徒に関する教育相談、適応指導、学習指導をはじめ、不登校生徒を支援することとしております。校内教育支援センターに指導者を確保する必要があることから、本年４月、学習支援員１人を配置したところでございます。

現時点におきまして、校内教育支援センターで学んでいる生徒はおりませんが、今後東串良中学校におきまして、啓発活動に取り組むとともに、不登校生徒及びその保護者に寄り添いながら支援等が生徒に合ったペースで生活や学習ができるよう支援していくこととしております。

教育委員会としましては、今後とも魅力ある学校づくりに取り組むよう管理職研修会等において指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

４番 瀬戸山議員。

４ 番（瀬戸山）

この件は、学校の子供さんの父母さんとか、そういう方たちには、どのような形でアピールをされておりますか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

ただいまお答えしましたように、東串良中学校に設置しましたので、中学校において不登校、あるいは不登校の状況に応じて保護者や生徒に寄り添いながら今後啓発活動、あるいは支援センターへ学ぶ体制づくりをしていくこととなっております。

以上です。

議 長（田之畑）

４番 瀬戸山議員。

４ 番（瀬戸山）

最後聞きますけど、そのチームリーダーとか、そういうことはもう決められているんですか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

核となるのは、何といても学校経営を任されている校長でございます。校長を中心としながら関係者で協議を重ねながらしていくということになっていきます。

以上です。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

もう世の中は、全国ではほぼ登校拒否児が30万人を超えている中で、東串良は14名から7名になったわけですがけれども、そこを拠点にこれからすごくいい話だと思いますので頑張っていたきたいと思います。

それでもう一つ付け加えたいのは、やはり私は、去年から何回も言っておりますけれど、フリースクール的、これも厚生労働省、文科省、それから総務省、3者をもってフリースクールの確立をしょっちゅう公文で来ていると思います。その辺も含めて教育支援センターと今のこの支援センターとやはりそういう方向性も考えていかないといけないんじゃないですかねということをここで申し上げて、終わります。

次に、文化財の保存・活用についてです。

東串良町内で発掘された遺物・遺品はどのように保管、管理されているのか尋ねるということですが、この前、総合センターのあそこに研修に行った折に、役場の別室ということで、東串良の文化財、それらに類する遺品、遺物というのが総合センターにありますよというところで、ちょっと見させてもらいました。正直いって驚きました。なぜかといったら、この言い方はよくないかもしれませんが、3年前に下伊倉城を一生懸命研究されてた下伊倉肇さんが贈呈してくださった文献、書物、これ我々町民にもやはりライブラリーとして示されていかなきゃいけないということだと思っているんですけど、果たしてどうなっているのかなということを思って、その一室を見せてもらったら、ただ一室の中にどんと置いてあるだけでした。そしてその他、いろんな遺物、遺品があるんですけど、一室にただ置かれているだけで、どんなふうに管理をされているのか、私にはちょっと不明でショックを受けました。だからライブラリーとして町民の皆さんにちゃんと提示して、下伊倉さんがくださったそういう書物、文献、こういうのをちゃんと町民の皆さんにも御披露する形でいるのかなと思ったら、鍵がかかって、出入りもできないんですね。これじゃ意味がないだろうと。最初申し上げましたが、東串良を発信するソフトの部分、これ歴史を発信するというのは物すごく大事なことだと思っています。一つの柱だと思っているんですけど、その根幹がこういう状態かと思ってショックを受けました。教育長、その辺は保管庫というか、保管室をごらんになったことはありますか。

議 長（田之畑）

教育長。



教育長（金 久）

お答えいたします。

御存じのように、町内の遺物、それから遺品等が出た場合には、総合センターの2階にございます資料室において整理作業等を行っているところでございます。確かに展示等には取り組んでおりませんが、そのことにつきましては、今後考えてまいりたいと思っているところです。

以上です。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

そうしないと下伊倉肇さんの思いというのは、霧の中に消えてしまうんじゃないかなと思うくらい悲しい光景でしたね。

それと私どもも民間でこの神武天皇発航の地についてDVDを二人の人の証言を基にまとめて、神武天皇発航の地がこの東串良であるということをまとめて、社会教育課に贈呈したわけですが、残念ながらごらんになった形跡もないんですが、多分そのDVDも今どこにあるのかなと、もう自分はすごく残念ですが、もう2年前、3年前にお渡ししております。いろんなテレビカメラを入れて、そしていろんな人に集まっていただいて、一生懸命やって作ったDVD代物です。これも今どこにあるのか、私は分かりません。社会教育課のある方に聞いても見たことありませんと言うんですね。神武天皇の・・・で唐仁古墳群と山王屋敷で戦後GHQが来て、中を暴いていったという証言、物すごい大事な話です。これも全然生かされていないということです。だから教育長、これから東串良の歴史の発信というのは、これは物すごく大事な事かなと、これ柱ですと言いましたけど、その辺の意識をちょっと皆さんにいろいろ伝えていただきたいと思います。と思っています。

次に移ります。最後になります。

地震と津波についてです。

昨年、備蓄会社が開催した住民説明会の内容をどのように受け止め、対応していくのか尋ねるです。町長です。お願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

志布志石油備蓄基地につきましては、御承知のとおり、国の財産でございまして、国の管轄するものでございます。平成5年の全面操業開始から約30年が経過してい

る点や、近年の全国的な災害に伴う町民の不安を少しでも和らげるよう備蓄会社主催により住民説明会が昨年の10月に開催されたところでございます。

説明会でありましたとおり、備蓄基地内の設備は定期的な点検や改修工事が実施されておりまして、必要な健全性を常に維持しているところとのことでございました。昨年12月の広報紙でも周知させていただきましたが、東日本大震災の事例でもあるような津波での大型タンクが流出するようなことや、基地周囲の護岸についても高い設計基準でつくられており、津波等での損傷はしないとの評価を得ているとのことでした。

このような検証結果等がなされていることは、本町といたしましても大変心強く、今後も継続して検証、改修を行っていただきたいと思います。

今後必要であれば備蓄会社はもちろんのこと、各種関係機関と連携し、少しでも町民の不安を解消できるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

だからこのことに対するスタンスなんです。二、三年前の柏原の住民との語ろう会の中で、町長の支援者である谷口さんが言われたのを忘れられませんが、津波、地震、東串良は特に、備蓄に関して、これは特別に備蓄のことが大事なんだとおっしゃいましたね。だから私も備蓄に行って、問答して、その問答集をつくって、そしていつも言う、東南海地震だけじゃないですよ。大隅半島沖の地震が心配されていますよということは、町長もMBCとNHKのシンポジウムでいつも言うけど、名古屋大学の丸山先生と話をしてきたわけで、そこを考えると、物すごい大変な問題になっているということなんですけど、自分が言い始めてからここまでこじつけるには6年かかりましたけども。そして自分がつくらせてもらった問答集も、それから地震の情報のコピーも全く住民に配られなかった。これ意味がないなと思ったんですよ。ただ、質問すれば、心配ないです、安全です、安全ですと、最後まで100%それで終わりました。だから今から言いますけど、首長自身が危機管理、危機感をいかに持っているのかなということで最後話をちょっとしますけど、町長、東串良の津波の高さは何メートルを予想しているんですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

7.5です。

以上です。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

先々週、大崎町の役場に訪れる機会があつて聞いてきたんですけど、大崎町は15メートルを想定しておりました。なぜ7.5メートル、7.2メートルと備蓄は言つてましたけど、なぜこんな倍以上の差がつくのかなと。これは危機感の差だと思うんですよ。だって、内閣府の中央防災会議は、串間で16.3メートルと言ってるんですよ。それは東南海地震ですよ。さらに聞きました。そのことに対して、大崎町は、まず田原川のあの近辺かなと思うんですけども、9.3メートルの防波堤をつくる運びになっていくという話を聞きました。そのことは東串良の町長にも伝えてありますとのことでした。その件どうですか。大崎町は15メートルの津波予想高さ、そして防波堤もつくっていくと。これ、志布志湾全部でつながっていかないといけないということで、東串良町の町長さんにも伝えてありますよということでしたけど、どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

そのことは聞いておりません。どなたがおっしゃったか分かりませんが、聞いておりません。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

ああ、そういうことなんだなと。であれば、話は進みません。その方が言ってるのはおかしいんですかね。すごく権威ある方でしたけど。もうこれ、話が進みませんので、こんなことだから。いつもこうですけど。このことを最大限に、自分は自分なりに警鐘していきたいと思っております。

以上です。終わります。

議 長（田之畑）

瀬戸山議員の一般質問をこれで終わります。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午前10時23分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番 小川香織議員の発言を許します。

2番 小川議員。

2 番（小 川）

おはようございます。通告に従いまして、令和6年度第2回東串良町一般質問を始めます。

今回は施政方針について伺いいたします。

まず初めに、防災対策について伺います。

令和5年度施政方針の防災対策については、施設の整備が6月に終了。また防災マップについて、作成から5年経過しているため、再作成を予定しているとの記載と報告でしたが、今年度は災害等に伴う避難所運営のため、機材、資機材及び備品、非常食購入予定とありました。

また、方針の中では、複合施設に関する防災拠点への考えや体験型イベント、アウトサイドフェスティバルの開催を通じて、防災の備えや防災対策の一環として、アウトドアの知識をつなげるとともに、止水板設置事業補助金の継続、のり面防災事業補助金制度についての継続もありました。住宅につきましては、耐震診断補助金及び耐震改修工事補助金制度の創設がありました。学校教育におきましては、3校合同の防災訓練、また関連として継続した放置船の解消を図る指導もありました。空き家対策も関連の深い防災対策に当たると思います。そのほかにも関連する方針を打ち出されているかもしれませんが、これらを拝見することから、今年度の施政方針では、防災に関連する計画が昨年と比べ多く感じました。また、このことより防災対策について、これまでと異なる点など、町長より具体的に提示していただけたと考えました。

町民の安全と安心を具体的な形で提示していただくことが質問を通じて町民の皆様に伝わると思います。未曾有の大災害と報道と言われるように、近年、災害による被害は、町民にとっても大きな不安となっておりますので、具体的対応策、支援内容の説明を併せてお願いしたいと思います。

それでは、防災対策について。

災害時における避難計画と住民の連携や広報について、これまでと異なる点、改善点を含む町長の考えを尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

昨年6月に完成いたしました防災庁舎に新たに災害対策総合システムを導入いたしました。本システムは、様々な災害情報を関係機関間で共有することは可能であり、現場に赴いた職員等から被災状況の報告を受け、道路冠水や土砂崩れ等の被災情報等、状況を認識できるシステムでございます。

町といたしましては、そのような情報を防災無線等で公表したいと思っております。

町民におかれましては、そういった情報や、今年4月には新たに改訂した防災マップも配布しておりますので、いま一度確認し、各家庭でのマイタイムラインを作成するなど、避難行動に生かしていただければと思っております。

また、行政が行う公助には限界があります。自らの命は自ら守るという自助と、それと同じように自分の地域は自分たちで守るという共助が重要でございます。

これらの課題といたしましては、町民一人一人の防災意識であると考えております。日頃から自分が住んでいる周辺の危険箇所の把握や、災害に応じた避難経路の確認、家族内での災害発生時の待ち合わせ場所の確認など一人一人の防災意識を高め、平常時から災害に対して備えることが重要であります。

併せて可能な範囲で地域住民が協力し合う組織体制の構築も必要であり、自主防災組織の育成強化も重要であると思われますので、今後も防災組織や防災訓練や防災教育等を実施いたしまして、より一層の防災意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

ただいま説明いただきました防災対応について、自助・共助、防災意識を持つ、また日頃からの訓練、意識づけが大切だということを述べられていたと思います。

組織体制の強化につきまして、住民を含めた体制強化、意識強化に関してどのような具体的計画があるか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

組織体制の強化という話でありましたけれども、それにつきましては、常日頃、毎年1回、2回程度、防災訓練を行っておりますし、自主防災組織で防災訓練というものも同時に一緒に町の訓練でしたり、あるいは個々の自主防災組織でやられたりして行っております。ですので、それに参加していただくような取組も必要であろうし、そういう形で自主防災組織の育成強化にも努めてまいりたいというところでございま

す。  
以上です。

議 長（田之畑）  
2 番 小川議員。

2 番（小 川）  
通告のほうにも述べさせていただきました。これまでの異なる点、改善点というものがありましたらお答えください。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）  
改善点というところでございますが、もちろん改善点については逐次見直しも必要でありますし、ただ、先ほどから言いますとおり、町長も言いました一人一人の防災意識を高めていくことという方法をいかに発信していくかというところもございまして、先ほども触れましたけれども、自主防災組織の拡充、そしてまた、地域防災計画を、今豊栄がつくられておりますが、その部分についても逐次輪を広げていっていったらいいのかなというふうに思っているところでございます。  
以上です。

議 長（田之畑）  
2 番 小川議員。

2 番（小 川）  
先年度、防災庁舎、また災害システムの構築が完成したということでした。これを踏まえて、新たに避難計画、また住民との連携、広報について防災に対する対応を強化する点についてお答えください。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）  
確かに防災庁舎を建設いたしましたので、それを使わない手はないという形で、もちろん町長もその防災の一線に立って指示を出していくという形の中でやっております。それにつきましては、今後避難訓練等を通じて防災本部という機能を持たせますので、そこから情報発信、そしてまた先ほどありました関係機関との情報共有というところで、今後訓練を通じて生かしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

では、体験型イベント、アウトサイドフェスティバルの開催を通じた防災対策、また知識の強化という点についてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

アウトサイドフェスティバル、いわゆるキャンプという部分になろうかと思いますが、避難につきましては、やっぱりキャンプ的な資機材、いわゆるテント、あるいはキャンプ用のベッド、そういう部分も含めて有事の際には、キャンプのそういう資機材も活用していただきたいというような形で、その活用は図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

では、そういったイベントを通じて、町のほうでもそういった機材等を取り入れた防災対策の強化を図っていくということでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

町じゃなくして、その防災グッズを取りそろえた事業者の方がお見えになりますので、それを町民の方も確認し、もちろん我々、行政の私たちも確認していただいて、いいものがあれば、参考にしていききたいということでございます。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

では、災害等に伴う避難所運営のため、資機材及び備品、非常食購入予定とありましたが、こちらについてはいかがでしょうか。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）

年次的に資機材、あるいは非常食ということで購入させていただいておりますが、今回につきましては、当初予算で事業費ということで35万円計上させていただいておりますので、非常職ないし、毛布等を買っていきたいというふうに思います。

ただ、一遍に買うと更新時期も一遍に来ますので、大体平準化ということで段階的に入れ替えしたり、購入したりという形で整備を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）

非常食については何か計画などが策定されていらっしゃいますでしょうか。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）

非常食についてはちょっと今後ちょっと私も何をというところは思っておりませんが、乾パンとか、あるいは米とか、そういう部分、非常食ですね、米、パン、そういう部分で、クラッカーというところを購入をしていけたらなというふうに思っております。

以上です。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）

具体的に避難計画とはどのようなもののでしょうか。食事についても今答弁いただいたように、限局された内容でしたが、数、また避難者を想定した計画がきちんとなされていらっしゃるのでしょうか。もちろん先般システムの体制づくりであったり、庁舎、避難所というか防災拠点になるような施設もこれまで多くつくられていたと思い



ますが、町長がおっしゃったように、自助、共助、こちらが大変重要だと思っております。この自助、共助を強化するための避難計画というのが最も大切なものだと思いますが、そちらの点について御説明ください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

避難所は、地域住民による自主運営が基本でございます。しかし、地域住民のみの運営は限界がございますので、また大規模災害発生時や長期的な避難所開設においては、町やその他関係機関の協力は必要不可欠なものでございます。このような現状から本町においては、令和3年6月に避難所運営マニュアルを作成しております。

大まかな流れを少し説明させていただきますと、災害が発生し、町は災害対策本部を設置し、避難所開設を行います。開設した避難所は、特定緊急避難所21か所を基本といたしまして、運営は一時避難所として、避難所担当職員、町職員ですけれども、施設管理者を中心に、地域住民の協力の下、運営を行います。その後、長期的な避難所開設が必要と判断した場合は、災害対策本部より避難された住民の方々を中心とした避難所運営委員会の組織体制づくりを行うよう指示し、二次避難所として指定避難所7か所に集約します。指定緊急避難所には、指定避難所も含まれておりますけれども、二次避難所となった7か所の避難所は、地域住民、自主防災組織や避難所運営委員会が主体となり運営していくこととなります。もちろん町職員や消防団等の協力もいただきます。長期的な避難所生活になることで、避難者の精神的、また身体的なケアは必要不可欠です。そのような点については、町の保健師はもちろんのこと、地域医療機関や地元企業、その他団体への要請を行い、避難所の体制づくりや衛生面、レイアウト、情報共有、経費といった点を考慮し、運営を行わないといけないと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

2番の避難所運営の在り方について説明いただいたように感じます。2番と3番は関連性がありますので、一括で質問させていただきたいと思えます。

避難所運営の在り方について、町の考えを尋ねる。また防災対策について、住民参加型、具体的・実践的な訓練が計画されているか、併せて尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今年度は、11月に津波避難訓練、明けて3月に火災防御訓練を計画しております。3月の火災防御訓練については、消防団が主体となった訓練となりますが、11月は、町内全域での津波避難訓練となりますので、各集落、自主防災組織を中心に、ぜひ参加していただければと思っております。

また、具体的なシナリオは決定しておりませんが、決定次第、周知を図っていきたいと思っております。

また、防災に関するほかのイベント等の活用や、今後におきましては、関係機関と訓練内容を含め、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

今答弁いただいた内容は、2番の避難所運営の在り方と3番の防災対策について、計画と説明ということでよろしかったでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

はい、一緒でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

町の作成されていらっしゃる災害対策、防災対策についてなんですけれども、今御説明がありました内容、津波、また火災についての訓練を説明いただきました。津波と火災以外の災害については検討されていらっしゃるのでしょうか。また計画のほうに策定されていらっしゃるのでしょうか。再度お聞きいたします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

今、町長のほうが火災、あるいは津波ということもございますが、皆様のところにこういう防災マップを配布しております。これはもう一読されたように思いますので、あえて詳しくは説明いたしません。桜島大噴火とか、あるいは武力攻撃災害とか、もちろん火災、地震、避難所関係も一覧表で南海トラフの関係、掲載されておりますので、このような形でやっているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

町長の本年度の施政方針のほうにも、地震において職員を2名災害派遣いたしましたという文言が書いております。たしか令和5年度も地震に対する説明があったような記憶がありますが、少しちょっと探し切れませんので割愛させていただきますが、このように津波の問題ももちろんですが、地震における、津波ではなく、家屋の崩壊とか、そういったものに関する災害に関しても、近年は対策、行政の対応についても求められているものと思いますがこの点についてはいかがでしょうか。災害派遣を通じて、本町における防災対策、対応の強化というものもありましたら併せてお答えください。

議 長（田之畑）

建設課長。

建設課長（寺 園）

お答えいたします。

地震に対する支援と申しますと、今回、耐震診断の支援を行う補助金を創設いたしました。またその耐震診断を行った物件に対しまして、耐震改修を行う、簡易耐震改修を行うといったものに対しまして支援を行うということを行っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

耐震診断につきましては、どのような予算補助を出されていらっしゃいますでしょうか。

議 長（田之畑）

建設課長。

建設課長（寺 園）

耐震診断につきましては、耐震技術者が行った設計屋さんが行ったものに対しまして6万円を限度としまして、補助金を交付するというような内容でございます。  
以上です。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

では、申請者の方が自己負担ゼロということもあり得るのでしょうか。

議 長（田之畑）

建設課長。

建設課長（寺 園）

上限6万円ですので、自己負担する部分もあろうかと思います。  
以上です。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

上限6万円ということでしたら、6万円を超えない場合は負担金がないということでしょうか。これは防災対策において、もちろん津波に関する対応というのは執行部のほう、行政のほう、されていらっしゃると思いますが、近年頻発する地震に対応する対策として、耐震診断に関しても町民の意見、住民の意見を聞きながら診断料は無料にしようというような自治体も増えてきているそうです。そのため、今回このように質問させていただきましたが、再度お答えください。

議 長（田之畑）

建設課長。

建設課長（寺 園）

本町におきましては、今診断の診断料の2分の1、6万円を限度として交付を行うことということをつくっております。  
以上です。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番 (小 川)

ありがとうございます。地域住民の協力が不可欠だということでおっしゃっていただいたと思います。災害時、職員のみで対応するというのは大変困難であると思います。そのため自助・共助の必要性が必要であると。しかしながら自助・共助というものに関して住民との連携、また住民との日頃の関わりがなければ、効果的また災害を最小限に抑えることは不可能だと思っております。そのため、防災対策、対応、計画については、住民が一番理解していただけるような、そういった体制づくりが必要だと思っております。もちろん避難所運営もその中にありますし、そのためにこの1、2、3の質問をさせていただきました。

これまではコロナがありましたので、なかなか様々な企画、計画、住民参加型というのが困難な状況に敷かれていたと思いますが、今年、様々な防災計画を施政方針のほうに掲げていらっしゃるように、防災対策については特に自助・共助、ソフト面に関する強化というのが重要になってくると思います。その点について、先ほどから確認させていただいております。建物、システム、こちらは大変必要なものだと思いますが、今後ソフト面に関する町民が安心して住み続けることができるための防災対策について、再度、町長の考えを確認します。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

先ほども述べましたけれども、この自主防災組織を中心としてまちづくりというか、その中で自助・公助・共助に即した体制づくりをやっていきたいと思っておりますので、今後も引き続き、自主防災組織については、訓練とかを促していけるように検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 (田之畑)

2 番 小川議員。

2 番 (小 川)

東日本大震災でも南海トラフ地震発生時、公的な機関、そして職員も被災していることが多く、人命優先の対応が迫られている中、なかなか手が回らないことがあったというような話もあります。避難所運営は行政の責務だと私は認識しております。そのため、地域の被災者が安心して避難所を活用していただけるようなシステムづくりは必要ですが、しかしながら、さきに申したように職員も被災している可能性が高いことから、地域住民の方々に当事者意識を持って運営していくマニュアル、そしてそ

ういった訓練が必要だと思っております。このマニュアルづくりに関しても、近年、女性の視点を重視した内容が盛り込まれていたり、今まで本町でも避難所を開設されていたと思いますが、その課題等を振り返ってマニュアルを毎年更新したりとかされているところもあると思いますが、本町に関しては、毎年というわけではなくても避難所を開設した次の翌年に、これまであった課題点を改善するような内容、また女性の職員、女性の意見を取り入れたマニュアルづくりがなされていらっしゃるでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

すみません、ちょっと今別な話をしましてちょっと申し訳なかったんですが、今、避難計画という部分が本当に一番大事になってきております。マニュアル作成も行っております。逐次変更点がございましたら変更していきたいというふうにも考えております。

じゃあ、このマニュアルをどう生かすのかということになりますが、まず職員が分からないと前に進まないことでありますので、住民の方々には、まず避難していただいて、その中で運営委員会を立ち上げて、おのあの役割を担っていただくと。でも短期間の部分につきましては、今までどおり町職員、そしてまた消防団の協力をいただきながら運営を行っておりますので、先ほど言いました長期的になる部分につきましては、今後いろんな側面から避難所運営に当たる職員への指導という部分も重ねて課題なのかなというふうに思っておりますので、その面も含めて今後対策を講じていきたいというふうに考えます。

以上です。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

津波タワー、本町で一番最初につくったのはいつでしたか。今おっしゃるように、職員の理解がないとなかなか進まない、職員の指導がということでしたが、最初に本町が防災に力を入れられてからどれくらいたっているのでしょうか。私は、今の意見を聞いて、とても遅いのではないかと思います。職員の指導に関しては、もう終わっている。もしくは継続して、これまでの改善をさらに強化するために指導していく段階であり、ソフト面、町民、住民の方々が困っている内容に着目点を置いて、そのために予算化、または新しい事業なり、勉強会なり、そういったものをしていく必要がある時期だと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）

避難タワーにつきましては、多分私の記憶じゃ平成28年に改修したのかなというふうに記憶いたしております。それに当たって、いろんな避難マニュアルとか、そういうのが遅いんじゃないかという話でございますが、これは防災計画の中の資料編として作成したところでございまして、その作成につきましては、初年度が令和3年6月に作成させていただいております。これにつきましても近々改定をする予定をしておりますので、そういうような形で運用、活用していきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）

計画の改定については随時行っていただきたいと思います。

近年、いろいろな方に、やはり防災、災害について不安を感じるというような声をいただいております。それはひとえに様々な原因、近年起こり得る未曾有の大災害などの報道もありまして、それによって不安が助長されていらっしゃることもあるかもしれませんが、本町においてしっかりとした町民が安心できるような避難計画、防災計画、防災対応が示されていないことも一因ではないかと考えております。その点について本町としても、やはり今後防災拠点を踏まえた複合施設の建設計画であったりとか、イベントについて考えていかれるようであれば、地域住民を第一に考え、そして地域住民が何に関して防災対策、必要な項目、例えば、どういったことに対して改善してほしいとかそういった声を聞いて進めていくべきだと思いますが、その点についてはいかがでしょう。

また、これまでもそういった声をきちんと取り込んで避難計画、防災対策、防災対応をされていたかをお伺いします。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）

お答えいたします。

いろんな町の役割といたしまして、もちろん住民の生命、財産を守ることが一番大事なことでありまして、それに基づいていろんな計画をつくっていくところでござい

ます。その計画に当たりましては、防災計画が主体となって、いろんな関係機関の皆様の協議を踏まえて、逐次変更させてもらっております。ただ、先ほどから言っておりますコロナ禍もございましたので、なかなか改正はできていないところでございますが、防災会議を主体として、防災計画の見直し、それには関係機関が集合してやっておりますので、今後はそういう部分も含めて今まで以上にやっていきたいというふうにも思いますし、ただ、地域のほうに行きましても、危険箇所点検ということで数年前までは実施いたしておりましたので、その危険箇所点検も今後も、コロナ禍も終わりになりましたので、やっていけたらいいのかなということで、危険箇所の確認も関係機関と一緒にやっていきたいというふうに思って、対策を講じるべきものと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

これまで避難所開設をされてきたと思います。住民の意見、どのように把握、集約、そしてそれを分析して生かされてこられましたでしょうか。また、その中にはどのような改善を求める声が多かったか、お聞きします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

避難所運営に当たりまして、町もいろいろ試行錯誤しながら対策を講じてまいりました。それは住民の意見も加味しながらやったところでございます。まず、分かりやすくいいますと、パーティション、これはやはり個人のプライバシーを守るという意味でもパーティションの必要性を町長も感じ、そしてまた要望もありましたので、そのような形でパーティションを設置し、そしてまた環境、いわゆる扇風機、あるいは発電機という部分を含めて環境整備にも努めてきたところでございます。以上です。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

パーティション、個人のプライバシーの尊重、扇風機、発電機というお答えでした。例えば、避難所については様々な課題があると思います。例えば、女性が避難された場合、お子さんがいらっしゃったら授乳室の設置場所、これは事前に決めないといけないと思います。1回、避難所のほうに私もちょっと伺ったことがありました。最初



に避難を誘導された方が1階のほうを重点的に誘導され、1階のほうが多くなったときに2階のほうを誘導されていたと思います。そうなった際に、足腰が弱い方は階段を上がるのが不便です。次回からは、避難された方の状況に応じた避難誘導計画を取ってほしいなと感じたことがありました。

また、スペースを一人でたくさん取られる方、5人で少ししか限られたスペースでしか避難ができない方、本当に1回だけ避難所のほうに伺った際にたくさんの課題を確認したことがあったんです。それらをきちんと毎回職員のほうで把握して、今後に生かされているのか、そこに対して疑問を感じたので、今回、施政方針にもありましたので質問させていただきました。

防災庁舎の完成ということだったんですけれども、非常食が大変少なかった。本来であれば、炊き出し活動、これまでいろいろなところで災害が起こっていて、町民、住民の方に対して非常食に対しても多様な食事、非常食を用意されているところが多くあります。それを踏まえて今さら乾パンとか、そういったものを言われること自体が、私は少し本当に防災意識のほうを持ってもらいたいかな。町としては、自助・共助、防災意識の強化ということでしたら、まずは町長をはじめに防災意識を自助・共助を持ってもらえるような取組をどのようにすればいいのか。また、自助・共助で難しい部分に対してどのように計画し、予算のほうを当てるべきなのか。どのように声を集めるべきなのか。高知市では、震災を事例に女性職員のみで構成する委員会を設置し、活動成果などを市長や幹部職員に報告をし、様々な改善を行っているといえます。そのような取組が物すごく前からされていらっしゃるということを経験した中で、本町としてはどうなのかということに疑問に感じました。しかしながら、今回の施政方針では、防災に関する意見が多々ありましたので、このような点も踏まえて、今後自助・共助を強化できるような、自分たちで意識を持ってくださいではなくて、自分たちが意識を持って取り組めるように執行部、行政としてはこのような感じで皆さんと一緒に計画、事業を遂行していきたいという思いがありますという、そういった内容で今回施政方針をされたと思いますが、その点に関しては、町長、間違いはなかったでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今までずっと総務課長が答えてきましたけれども、そのとおり大体やっていくということで、方針は変わりませんけれども。1回避難された方々の意見というものは、パーティションというものを、みんな入られた方が皆さん感謝されたという、こんな素晴らしいパーティションはないということで、プライバシーを守れるということで、議員おっしゃる3人、4人と、もう4人ぐらいは入れたらずっといいということで、喜びの言葉をいただいております、台風のときもそうですが、避難されてくる方がいらっしゃって、地震とか、津波だけじゃなくて、台風とか、ここも水の関係もござ

いまして、台風とか、そういう大雨のときも避難指示を出しますので、避難された方はいっぱいいらっしゃいます。そういう形で、長期的になれば炊き出しとかになるだろうと思いますけれども、二、三日においては乾パンとか、それも使いますけれども、長期的になればもろもろ持ち合ってくるだろうと思いますけれども、今の状況では、このパーティションにおいて、皆さんお越しくくださった方々、もう一晩泊めてくださいというぐらいうれしい言葉をいただいておりますので、今のところは大丈夫だと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

ここで、先ほど小川議員の耐震に関する質問に対する建設課長の答弁に、認識違いがあったようですので、改めて建設課長から答弁を求めたいと思います。

建設課長。

建設課長（寺 園）

先ほどの答弁につきまして、訂正をさせていただきたいと思います。

耐震診断の補助金につきましては、先ほど2分の1、6万円を限度とすると申し上げましたが、補助対象経費の3分の2、6万円を限度とするということに訂正させていただきたいと思います。大変失礼いたしました。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

耐震診断についても3分の2という大きな金額で町民の負担は少しでも軽減されるような形で検討してくださっているのだと思い、説明を聞かせていただきました。

町長がおっしゃるようにパーティション、これまでにないプライバシーへの配慮ということで、町民の方からも喜びの声が届いているということはとてもよいことだと思います。しかしながら、新しいことを始めると必ず課題も見えてきます。パーティション自体が大きいので、そのパーティションを置くことで、今度はほかの避難者のスペースをどのように確保していくのか。また、そのパーティションにも限りがあります。その限りに対してどう対応していくのか。本当に課題は尽きないと思います。なので、今おっしゃったように大丈夫だという言葉はいささか適切ではないような気がいたします。

先ほども言ったように、避難所運営は行政の責務と私は考えております。これまでも台風や豪雨に伴う河川の増水などにより、避難情報の発令や避難所の開設、運営など様々な対応をされてこられたと思います。その一つ一つ対応されてきた災害対応時の課題や教訓を踏まえ、また、近年の災害による影響や規模の傾向も踏まえ、なおかつこれまで改正された防災に係る法制度、各種ガイドライン、上位計画である国の

防災基本計画や鹿児島県の地域防災計画との整合を図りつつ、本町でも町民の意見を取り入れたより実効性の高い計画を今後計画していただきたいと思います。その点について、町長一言お願いします。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）

先ほどから申し上げますとおり、行政の責務といたしましては、住民の生命、財産、これを守るのが第一義的な責務だろうというふうに思っております。これを守るために、どういうふうにやっていくかということですが、もちろん上位法、あるいは上位計画を参考にしつつ、本町の防災計画にも反映しながら地域の声を聞きながら最善を尽くしていくべきものだというふうに考えております。

以上です。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）

地域の声を聞きながら再構築していくというお答えをいただきましたので、次の質問に移りたいと思います。

2、児童福祉対策、高齢者福祉対策について質問いたします。

地域で安心して暮らせる体制づくりとは何か尋ねます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町では、社会福祉事業の全分野において、社会福祉法に基づく法定計画である東串良町地域福祉計画を策定しております。本計画では、基本理念といたしまして、健康で生きがいとふれあいのあるまちづくりを基に、地域福祉の推進に関する事項として、5年に1回見直しを行いながら、各種施策を実施しているところでございます。本年度は、令和7年度から令和11年度までの次期計画を策定する予定でございます。

さて、議員お尋ねの地域で安心して暮らせる体制づくりにつきましては、誰もが個性と能力を発揮し、活躍できる高齢者、障がい者、子育て家庭、生活困窮者など、支援を要する方々に対する福祉サービスの充実を図る必要がございます。そのためには、高齢者分野では、地域包括ケアシステムの推進や、介護保険制度に基づく多様な介護サービスの提供、高齢者を含む任意グループが行う互助活動の支援等を推進する必要

がございます。

子育て分野については、結婚から妊娠、出産などに関する支援体制の充実、町内における子育て支援サービスを充実させる必要があると考えております。今後も地域福祉計画等に基づき、各種施策を推進し、地域で安心して暮らせる体制づくりを進めてまいります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

では、子育てのしやすい環境（教育を含む）について、町としてどのように整えていくのか尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

子育てのしやすい環境についてですが、国においては、平成27年度に開始された子ども・子育て支援新制度や、こども家庭庁の創設、また令和5年4月に施行されたこども基本法により、子供関連の取組を国の中心に捉えることが重要だと認識の下、こども大綱を定め、各種事業を展開しているところでございます。

本町におきましても、国の施策はもとより、町独自の子ども・子育て支援事業計画を策定しており、本計画に基づき、各種施策を実施しているところでございます。

なお、本計画は、令和6年度に満期を迎えることから、今後、こども基本法に基づく子ども計画を包含して、次期計画を策定する予定でございます。

さて、議員お尋ねの件についてですが、町といたしましては、住民が子育てしやすい環境づくりといたしまして、保育所等における待機児童の解消、放課後児童クラブ推進、また地域のつながりの希薄化が社会問題が危惧される中、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施する子育て世代包括支援センターの推進、出生祝い金や児童手当の支給などによる経済的支援を図っているところでございます。

今後につきましても、先ほど申し上げました東串良町子ども・子育て支援事業計画策定を目的とした子ども・子育て会議等を踏まえ、施策を展開してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番 (小 川)

次の質問に移ります。

先ほど、子ども支援計画についても次期計画の策定に当たるということでおっしゃってありました。地域づくり、地域の中心は地域住民、また子供たちも含んだ形で行われなければいけません。つまり関係者の意見交換、つまり地域の住民を中心にした意見交換を行う機会というのが重要になってくると思います。今後、人口も減少し、高齢化も進んでいくということも考えられていく中で、やはり福祉対策に関して、子供、成人、高齢の方、全てを含んだ関わりを持った意見を集約して地域づくりを考えていかないといけないと思っておりますが、これに対してはどのように考えているか、お答えください。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

関係者の意見交換の行える機会の必要性につきましては、先ほど東串良町地域福祉計画や、子ども・子育て支援事業計画の策定の件を述べさせていただきましたが、町では、このような計画を策定する際、それに応じた策定委員会を設置いたします。この委員会では、学識経験者や各関係施設代表、住民代表などで構成され、各施策の調査、審議を行っているところでございます。また、計画策定におきましては、事前に関係者へのニーズ調査等を実施しております。これにより、地域の課題やニーズを洗い出し、その後の策定委員会で検討を行うことで、計画への関係者の意見の反映を図っているところでございます。

議員お尋ねの関係者の意見交換の行える機会の必要性につきましては、このような形で関係者の意見を伺う機会を設けておりますので、そうした意見を反映させながら、今後の福祉サービスの基盤をつくってまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 (田之畑)

2 番 小川議員。

2 番 (小 川)

今いただきましたように、意見の反映をニーズ調査を行いながらされているということでした。やはり福祉対策に対して様々な要望も私のほうにも相談が来ておりますが、当事者の意見を反映することが一番重要だと思っております。また、関係機関などにニーズ調査を行って反映しているということでしたが、その意見の数はいかがでしょうか。福祉総合計画のほうでも、SNSのほうを活用されていたと思いますが、これからは、広報、また意見を集めるツールというものを充実、拡充させながら様々

な意見を取り入れながら、まちの在り方について考えていただきたいと思います。例えば、先般、福祉バスについて説明をしたときに、高齢者の方が中心になるような説明を受けたように私は感じて、福祉バスの利用は、子供も含めて利用というか、ニーズがあるのではないかというような話をしたような気がします。福祉に関しては、児童福祉対策、高齢者福祉対策を中心にももちろん対策が講じられておりますが、住民、町民全体を考えた福祉対策というの、やはり中心に置いて考えていただきたいと思います。

今回ニーズ調査をされて、計画の必要性も鑑みて行っていくということでしたが、広報のほうにまた力を入れていただき、アンケート、意見の集約のツールのほうも広げていただきたいと思います、その点についてはいかがでしょうか。

議 長（田之畑）  
福祉課長。

福祉課長（倉ヶ崎）

お答えいたします。

ただいま議員の御質問でございますが、ニーズ調査等につきましては、以前、議員から御指摘いただいたとおり、インターネット等を通じた形での回答ができるような方向に改めたところでございます。併せて書面での回答もいただけるような形も行っているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）

様々な取組、改善のほうをしていただいていると思います。やはり子ども議会もそうですけれども、夢や目標にチャレンジするような地域の子供たち、大人の成長がまちをまたすてきな場所につくっていくと思います。また、子供たちがそういったまちの在り方を見て、将来ここに戻ってきたくなる、住みたくなる、また地域外の子供たちや若者もこのまちに戻ってきたくなるような、そういった政策、計画、対策をしていただきたいと思います。

次に、公営住宅について質問いたします。

今後の計画について、具体的にどのような計画があるか尋ねます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

現在、東串良町公営住宅等長寿命化計画では、住宅の外壁や、屋上、住宅内部の改修工事を行い、居住性の向上を図っているところでございます。

また、老朽化した住宅につきましては、政策空き家として位置づけ、募集を停止しており、入居者と調整を図りながら、計画的に住宅の集約や解体、更新をしてまいります。直近の計画では、令和6年度に川西団地外壁改修工事、新町団地浴室改修工事、熊之馬場団地1棟解体工事、第二池之原団地浄化槽設置工事を予定しております。令和7年度につきましては、令和6年度に引き続き熊之馬場団地解体工事、熊之馬場団地建設工事設計、下之馬場団地解体工事設計、松原団地浴室改修工事を行う計画としており、財源は社会資本整備総合交付金を活用したいと考えております。

しかしながら、交付金額については、国土交通省が県及び市町村に配分することから、毎年、要望どおりに交付されないことも予想されます。このような場合には、事業の見直しや先送りを考慮し、財政担当課と調整を図りながら進めてまいります。

以上です。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

現在説明いただきました公営住宅など長寿命化計画に基づき、更新を進めていきたいということでしたが、この長寿命化計画、これからの本町の人口も併せて計画をされていると思いますが、間違いないでしょうか。

議 長（田之畑）

建設課長。

建設課長（寺 園）

長寿命化計画につきましては、人口の減少等も考慮した形で計画を立てております。現在のところ、政策空き家としまして76戸を位置づけておるところでございますが、令和22年度までに全てを解体工事を行うということでございます。ただし、集約等も検討していかないといけない観点から76戸のうち約30戸程度を更新、新しく新築をしていきたいと考えておるところでございます。

ただ、財源にも限りがありますので、計画の先送りとか事業の見直しとかというのは、今後検討していかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番 (小 川)

人口推移も考え、76戸を30戸程度のほうに集約していくという答弁がありました。

また、計画にのっとして、今後進めていくということで交付金の利用も鑑みて、本町の負担、財政負担がかからないようにしていきたいということもありましたが、なかなか計画どおりにいかないこともあるということでした。

前年度、公営住宅のほうは何戸か建ったと思います。こちらに関しては、計画にのっとして、また交付金を利用した建設であったかを質問します。

議 長 (田之畑)

建設課長。

建設課長 (寺 園)

もちろん長寿命化計画に基づいて設置をいたしましたけれども、ただ、前回の定例議会でも申し上げましたとおり、この住宅4戸につきましては、全てふるさと納税活用基金を活用させていただきまして建設をしております。

以上でございます。

議 長 (田之畑)

2番 小川議員。

2 番 (小 川)

4戸全て、ふるさと納税を財源として造られたということでした。

これを造られた当初、本町における公営住宅の入居率はどのような形でしたでしょうか。急に造らないといけないぐらい足りていなかった状態でしたでしょうか。それであれば、今後も計画のほうを策定しますが、その計画の策定により、交付金のほうがもらえなかった場合、本町の一般財源を使って、再度このように住宅のほうを建てていかれる予定でしょうか。

議 長 (田之畑)

建設課長。

建設課長 (寺 園)

昨年度、建設いたしました4戸につきましては、前に説明したとおりなんですけれども、町有地が空いた状態でありました。今の中学校の裏の校長住宅の隣、それと教育長住宅と教頭住宅の間、そこの有効活用を図るという観点からも建設を行ったということでございます。

それと財源につきまして、今後、補助金等の採択が得られなかった場合どうするかということでございますが、先ほども申しましたとおり、採択されない、まして配



分額が落ちてくる可能性も十分考えられます。その折には、事業の見直し、もしくは事業の先送りというのにも検討していくということでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

今の説明の中で、町有地が空いている、また有効活用を図る目的もあるということ、また今後、採択されなかった場合は、事業の見直し、事業計画のほうをまた再度検討するということで伺いました。

もし計画のほうが認められずに、町の持ち出しが多くなった場合、財源としては一般財源、またふるさと納税、本当に本町にとって貴重な財源です。また、これから本町も高齢化を迎えるに当たり、福祉分野に関しても様々な事業計画が必要とされる中で、やはり計画にのっとって国や県の補助制度などが使えるようでしたら、そちらのほうを優先して事業計画を進めていただきたいと思います。今後もそのような形で事業の採択が遅れた場合は、見直しなどを行ってくださるということだったので、本町の大切な一般財源がこういったものに使われることが少ないように、また今後考えていただきたいと思います。

最後に、事業の振興について。

補助金など情報の取得に対するサポート、支援についての考えを町長に尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

農林水産関係でいいんでしょうかね。国庫補助事業の間接採択においては、市町村もしくは農業者団体が間接事業者となりますので、事業の案内や申請の受付等の事務を行っているところでございます。

一方、直接採択においては事業数がかなりの数で、原則申請主義であることから、行政から農業者全てに事業を随時御案内することは困難であると考えます。

また、各事業の多くは採択要件があり、ある一定の準備期間も必要となりますし、さらに国の会計検査対象で、返還リスクもあることから、農業者が目標、計画等について意識を持っていただくことが極めて重要でございます。本町の認定農業者におかれましては、経営改善計画書を作成する際に、生産方式の合理化に関わる農業用機械等の取得計画に関する項目もございます。目標・計画においては、国庫補助事業の活用意思を確認させていただきますが、早めに御相談いただければ、農林水産課の職員においてもできる範囲で協力をさせていただきます。

また、国・県からの緊急な事業の公募や案内があった場合、その情報をおつなぎする方法等については、農業者の皆様にとっても重要なツールとなり得ると考えられますので、今後検討させていただきたいと思います。

それから情報提供でございますが、県農業開発総合センター内の普及情報課から、農水省の事業一覧や、国・県の研修会、シンポジウム等の情報が発信されております。農業者におかれましては、大隅地域振興局にメールアドレスを登録していただければ、情報収集ができると思います。現在、本町では2法人しか登録がなされておられませんので、今後推進を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

ありがとうございます。

今おっしゃったように、こちらに関しても以前に執行部にも要望を伝えたと思います。長期間にわたるコロナ禍において事業者の方の自助努力だけでは限界と言われている中、本町の事業者の方々は本当に大変な思いをしながら、これまで続けられてきた事業を継続させるために血のにじむ思いをされてきたと思います。しかしながら、資材高騰など、ますます経営に関して厳しい状況が今後も続くと言われ、当事者である事業経営の方々や関連する事業者、従業員、家族など安堵できない状況が続くと予想されます。

すみません、時間が来たので。

議 長（田之畑）

それでは、小川議員の発言を終わります。

それでは、次に、6番 西園貞美議員の発言を許します。

6番 西園議員。

6 番（西 園）

それでは、通告に従い、質問いたします。町長の簡単明瞭な答弁に期待したいと思います。

柏原地区の観光対策についてですが、まず明光園跡地についてどうなっているのか尋ねたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

現在、明光園跡地につきましては、駐車場として利用しているところでございます。昨年のルーピン祭りの際には、天候にも恵まれ、約7,000人の来場者でにぎわいました。漁協周辺での広い駐車場も満車状態となり、明光園跡地を臨時の駐車場として活用し、渋滞を何とか回避できた状況でございました。

今後の活用案といたしましては、トレーラーハウスを設置しての飲食スペースや、アウトドア関連商品の販売所の確保、あるいは土地を一定期間貸し付けることで、アウトドア関係の企業を誘致することなどを検討しております。

現時点におきましては、あくまでも検討段階でありますので、他の利活用についても様々な情報収集を行いながら、方向性を定めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

6 番 西園議員。

6 番（西 園）

MARUMARINEの地区では、非常に面積も広いし、まだ今の状況では見苦しい状況だと思いますが、今、町長が申し上げましたとおり、対策を講じていただきたいと思います。

次に、町営プールの対策について尋ねたいと思います。

令和4年度に予算を組んで対策をするということではなかったですかね、どうでしたでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

町営プールにつきましては、新型コロナ禍以降、プールの公開を行っていないところでございますが、築後54年が経過しておりまして、老朽化によりましてプールを満水しても、時間が経過するごとに徐々に水面が下がり、明らかに水漏れしていることが分かります。

また、全国的にプールでの事故が多発し、死亡事故も発生していることから、文部科学省や国土交通省からプールの安全標準仕様が示されておりまして、様々な項目があり、各項目を確認したところ、クリアできない箇所があまりにも多かったため、安全を確保できないと判断し、現在までプールを公開していないところでございます。

今後、大規模改修を行う予定はないため、時期は未定であります。解体撤去を予定しております。

解体後の跡地利用につきましては、まだ検討段階ではございますが、小さな子供た

ちが遊べる噴水広場の整備も候補の一つとして念頭に置いているところでございます。  
以上です。

議 長（田之畑）

6 番 西園議員。

6 番（西 園）

あのままでは、非常に見苦しいといえますか、危ないような状況でございます。解体するのであれば、早めに予算を組んで解体していただきたいと思います。

3 番目に、放置船、廃船の対策について尋ねたいと思います。

国・県・町による放置船検討委員会は、定期的に実施されているのでしょうか、どうでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

現在、放置船舶につきましては、公衆トイレ付近から肝属川河口までの国有地、県有地、町有地に合計で約 60 隻が確認しております。平成 29 年 7 月に大隅河川国道事務所、県大隅振興局、東串良漁協、それと本町の 4 機関で放置船舶検討委員会を発足いたしまして、毎年検討会を開催し、放置船舶解消に向けて取り組んでいるところでございます。

当初からすると、約 50 隻は減少しているものの、ここ数年は、下げ止まりの状況でございます。令和 5 年度、本町の取組といたしまして、町有地に放置船舶禁止区域の看板設置と放置船舶周辺の除草作業を行いました。また、国有地、県有地においても、適切な管理をということで、除草作業等を検討会でお願いをさせていただきました。令和 6 年度の取組につきましては、各関係機関と連名での看板設置や現地確認、戸別訪問等計画しているところでございます。

柏原海岸においては、町といたしましても、キャンプ場、ドームハウス、相撲場、MARUMARINE を拠点として観光客誘致の対策を講じておりますので、放置船舶については、環境美化の観点からも重要な問題だと認識しております。

このことは、毎年開催されます県大隅振興局との懇話会においても放置船舶について共通認識を図っているところでございます。

今後も引き続き、各関係機関と連携を図りながら、放置船舶が 1 隻でも少なくなるよう、努めてまいります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

6 番 西園議員。

6 番（西 園）

検討会、対策がなされているようでございますけれども、放置船については、町外のほうが多いということでもございましたけれども、船体に船名が書いてあるので、船主が分かるのではないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。あと60隻ぐらいあるということですが、連絡は取れないんでしょうか、どうでしょうか。

議 長（田之畑）

農林水産課長。

農林水産課長（瀬戸山）

お答えいたします。

ただいまの放置船舶の数につきましては、町長からありましたとおり、60隻というところでございます。そのうち、所有者不明につきましては、40隻になるというところで、所有者が分かっている船もございますので、このことについては、国、県と合同で、そこをまた個別巡回なりするということで検討委員会のほうでは共通認識を図ったところでございますので、令和6年度におきまして、そこを1隻でも少なくなるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

6 番 西園議員。

6 番（西 園）

まだ見た感じが減ってないような状況でございますけれども、対策を講じて、しっかりと国、県と連携を取りながら頑張っていただきたいと思います。

次に、ビーチクリーナーの活用についてですけれども、柏原海岸で、以前はよくビーチクリーナーを見かけたんですけれども、最近見かけないんですけれども、どうなっているんでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

ビーチクリーナーの活用につきましては、ウミガメの産卵を保護するために5月から10月にかけては、砂浜のビーチクリーナーなどの機械器具による清掃作業は行わないこととしておりまして、その産卵期間を除いた11月から翌年の4月までの間で

シルバー人材センターへ業務委託しておりまして、除草作業やビーチクリーナーによる漂着物の回収、除去作業を実施しているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

6 番 西園議員。

6 番（西 園）

ビーチクリーナーは、海外でも活躍しておりまして、オーストラリアのゴールドコーストの海岸、ハワイのヒルトンのラグーンで、毎朝ビーチクリーナーで清掃がなされております。我が柏原海岸もせめて週1回から週2回ぐらい、町長の話では時期的にできない時期もあるということでありましてけれども、できる期間では、せめて週1回か週2回ぐらいはビーチクリーナーによる清掃をしたらきれいになると思うんですけれども、町長、どうでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

先ほども答えましたけれども、ちょうど5月から10月にかけてがウミガメの産卵時期でありますので、それはちょっと使えないというのが現実ございまして、それと11月から4月にかけてはシルバー人材センターのほうに業務委託しておりまして、シルバーにお願いして、その期間は使っていただくようお願いをしたいと思っております。現在、ビーチクリーナーは堆肥センターに一応格納しておりますので、それを持って行ってやっていただくようお願いしたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

6 番 西園議員。

6 番（西 園）

海岸の清掃につきましては、上山野下の浜がけが大変な状況でございます。浜がけがなかったら上山野の下までもビーチクリーナーで清掃ができると思っております。もとの海岸の位置からすると約50メートルぐらいは浸食をしております。大潮のときは沖のほうに大潮の干潮時期ですね、沖のほうに瀬ができます。岸の砂を沖のほうに運んで、沖のほうに瀬ができて、船の運航にも支障を来しているような状況であると思います。また町長も機会があったら県のほうにも対策を要望してほしいと思います。

私の一般質問は、以上で終わります。

議 長（田之畑）

それでは、ここで暫時休憩します。

|       |   |              |
|-------|---|--------------|
| 休     | 憩 | 午前 11 時 46 分 |
| <hr/> |   |              |
| 再     | 開 | 午後 1 時 00 分  |

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

9 番 宮地利雄議員の発言を許します。

9 番 宮地議員。

9 番（宮 地）

よろしく願いいたします。日本共産党を代表して、今日は3点について質問を通告をいたしました。

まず子供の国保税についてです。

御承知のように、国保税は所得割、資産割、均等割、そして平等割という4つの計算を合計して、その世帯の国保税額が決まるわけですが、その中の加入者1人当たりの金額も決まります。均等割といいます。御承知だと思いますが、本町の均等割は、現在1人当たり4万8,500円ですが、介護分を除きますと3万5,000円ということのようです。子供が生まれた途端に、おぎゃあと生まれて直ちにこの均等割がかけられるということになっておりまして、全然収入のない子供にもこの均等割がかかってくるということです。もちろん御承知のように、世帯主の所得によって2割・5割・7割というこの平等割と均等割については、削減の措置もありますけれども、少なくとも就学前、あるいは18歳までの子供については、国保世帯の子供については、免除する、あるいは減額するという市町村も出てきておりますので、ぜひ本町もそういう形の国保税の均等割については、削減や免除ということとはできないかというのが最初の質問であります。

他市町村でも特に、市の段階の町村では、18歳までは均等割については減額をしたり、削除したりするという手が打たれております。特に本町のように国保世帯が約1,100か1,200ですかね、現在の国保世帯。その中で新生児が何人ぐらいいるのかということなども考えた上で、しかも先ほど言いましたように、2割・5割・7割の減額措置もあるわけですから、この減額措置は、国がその差額分については補填をするというふうに聞いておりますが、そうすると該当する子供の均等割を減額、あるいは免除したときの町全体の金額というのもそんなに大きいものではないのかというふうに思われます。その辺の考え方について、ぜひ町長あたりの英断をもって、子供の国保税については、東串良はこういう減額措置を取ってるよというこ

とが言えるように取り組んでもらいたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
お答えします。

現在、国民健康保険税の均等割額は、医療分と支援金分を合わせまして、年額 3 万 8, 0 0 0 円となっております。子供の均等割の負担軽減につきましては、国と地方の公費負担によりまして、令和 4 年度から未就学児の均等割額は、5 割軽減となっております。また、一定以下の低所得世帯につきましては、均等割額、平等割額が 7 割、5 割、2 割軽減される法定減免が適用されております。

この均等割額の算出につきましては、県から示される事業費納付金の額を基に、応益分の負担として、国保加入者一人一人に対しまして、均等の課税されるところでございます。

さて、御質問の子供の均等割の免除、または減額につきましては、質問の要旨は理解するところではございますけれども、国保税の仕組みといたしまして、国の基準を超えて独自に保険税の減額を行うことは、法令違反となるおそれもありますので、今のところの実施は考えておりません。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
9 番 宮地議員。

9 番（宮 地）

国の基準を超えてでもやっている市町村が出てきておりますので、ぜひ引き続き、この点については検討をしていただきたいというふうにお願いをいたしております。

次に、高齢者対策を取り上げました。特に、地域包括支援センター、これの本町はこの地域包括支援センターを約 1 年ぐらいの検討期間を経て、業務委託で進めようという方向も出ているようです。議会にも 1 回ぐらいの説明はありましたが、この地域包括支援センターの役割というのは、今後ますます重要になっていくという事態があります。2 0 4 0 年には、高齢者の 4 人に 1 人の 1, 0 0 0 万人以上が頼れる人がいない、そういう高齢者ができてくると。高齢者世帯を主とした総合相談を行うこの地域包括支援センター、全国の調査結果を見ても身寄りのない方からの相談及び身寄りのない方に関する相談、これがあつたという報告が回答が全国の地域包括支援センターに 8 6. 6 % 寄せられているということです。身寄りのないことで支援が困難な事例があつたという回答も 8 割を超えておるということを考えたときに、この多くの高齢者が、やがてさらに多くの人たちが支援困難という状況につながっていくというこ



とが当然考えられます。特に、身元保証人も得られないと。だから緊急の連絡先がない。それから、ある施設に入れても費用支払いの保証人がいないと。それから医療行為に手術などをするときには親族の同意書が要りますけれども、医療行為の同意が得られないと。また本人に対する支援、いろいろな支援とか、それから本日、同僚議員も通告の中にありますけれども、亡くなった後の死後行為の死後事務に関する事項、これをどうするのかということが全国の包括支援センターにたくさん相談が寄せられているという実情があります。

それで質問ですが、本町は地域包括支援センターの業務委託をするということですが、こうした将来のことも含めて高齢者が今後、抱えるであろう問題をそういう委託することによって、十分この対応ができるのかということと、それぞれの抱えている高齢者の、大体5つぐらいありましたね、連絡先がない人がどのくらいいるのか、費用の保証人がいない、そういう高齢者がどのくらいいるのか。もちろん医療行為の問題も保証人がいなければ難しいという実態もあります。そうしたときに、この広域の支援センターが十分に仕事を発揮して、高齢者のそういう問題点に対応できる組織として引き続き、業務委託した場合に十分やっていけるのかというようなことについても、方向と考え方を答弁してもらいます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

地域包括支援センターは、高齢者が要支援、要介護状態となる前から介護予防を推進するとともに、地域における包括的、継続的なマネジメント機能を有するため、町内の65歳以上の方が対象となり、対象者数は、令和6年5月1日現在で、2,393名でございます。

本町の地域包括支援センターは、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域包括ケアシステムの中核拠点として平成18年4月1日に開設し、現在、町が運営しております。地域包括支援センターには、介護保険法により、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種の配置が義務づけられており、担い手が不足する中、人材確保が難しいなどの理由から事業を安定的、継続的に実施することが困難となることを懸念しております。

高齢者を支援する体制としての地域包括支援センターを民間事業者の持つノウハウや活力、人材等を生かすことにより、先ほど申し上げました懸念点の払拭を図り、より充実した高齢者支援の体制を構築するために、地域包括支援センターの業務を外部へ委託することを計画しております。

なお、全国的には約8割の自治体が地域包括支援センターの業務を外部へ委託し、民間のノウハウを活用して運営がなされております。

議員お尋ねの業務委託することへの問題がないように、他市町の事例も参考にしな

がら、業務委託を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

9 番 宮地議員。

9 番（宮 地）

この点では、引き続きまだ業務委託の検討中でありますから、議会としても取り組んでまいりたいと思います。

それから最後になりますが、教員の長時間労働の問題です。

本町の小中学校教師の労働実態と配置について教育長に質問したいと思います。

この前、NHKの放送で、NHKが公立学校教員の給与制度について定額働かせ放題と言われる言葉を使って、定額働かせ放題という受け止めが学校に広がっていると、そういうNHKの報道がありましたが、それに文科省がけしからんと言って抗議をしたということが新聞に載っておりました。教員不足が各地で起きて、学校がもたないという声も上がっております。

文科省だと思いますが、国が2021年4月の始業日時点で、2,558人の先生が足りないと、不足していると。始業日にそれを発表して、社会に衝撃を与えております。教員不足はさらに進行しているというふうに思われます。先生が1人で3クラス見ているとか、新聞報道もされておりました。欠員の分、さらに負担が重くなって、それが先生の病休を生むという悪循環もあると。このままでは本当に学校がもたない、回らなくなるという現場の実感がいろいろと報道されております。

その大本には、以前では考えられないような長時間労働があるというふうに言われます。一体、本町の小中学校における長時間労働というのは、どの程度なのと。普通の会社なんかにあるタイムカードですかね、ああいうものは学校には、多分置いてないでしょうから、校長先生や教頭も長時間労働の実態についてはつかんでないと思いますが、それらの実情と本町における教職員の不足はあるのかどうか。また、非常勤の教職員、その数はどのように変化してきているのか、その非常勤職員を足せば、何とかその配置は完了するのか、その辺の学校現場の実情について、教育長あたりから、教育長は学期初めなどには、どうやって本町に教員を配置させるかという点では、非常に神経を使ってやっておられると思いますが、その辺の学校現場の教員配置の実情を非常勤の教員の実情を、また実際に長期における病休とか、あるいは20代、30代で、もうとても仕事が続かないと、教員を辞める若年の退職者も我々の周辺とか、特にこのまちで出てきているのかどうか、その辺の実情も含めて率直な答弁をお願いしたいと思います。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

初めに、学校職員の勤務実態についてお答えいたします。

学校職員の長時間勤務が指摘されているところでございます。教育委員会としましては、仕事と子育ての両立、仕事と生活の調和支援のための第4期東串良町教育委員会特定事業主行動計画におきまして、管理職をはじめ、職員全体でさらに認識を深め、定時退庁の推進、事務の簡素合理化の推進など、勤務時間の適正管理のための意識啓発等に向けて取り組むように指導しております。

また、東串良町立学校事務処理規程におきまして、教育職員が児童生徒に係る臨時的な特別の事情により、業務を行わざるを得ない場合には、教育職員が業務を行う時間から特定の勤務時間を除いた時間を1か月当たりの平均時間の上限を80時間と定めているところでございます。

令和5年度における本町立学校職員の勤務実態につきましては、一部の職員を除いては1か月当たり80時間未満となっているところでございます。

次に、教員の配置についてお答えします。

教員配置につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により定められております。例えば、8学級の学校の場合、小学校は10人、中学校は14人の教員の配置となっており、この中には教頭も含まれております。本町教員もこの義務標準法に基づいて配置されており、令和6年度における教員の未配置学校はございません。

教育委員会としましては、今後とも全ての教職員が1か月当たり80時間未満となるよう、管理職研修会におきまして指導をし、また義務標準法に基づいた教員の配置がなされるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9 番 宮地議員。

9 番（宮 地）

幸いにして、定数については保有というか、達しておるという話でしたが、先ほど言いました正式な教員ではない、正式な教員ではないというか、非常勤の教員は、どのくらいの数で、どのような数で異動してきているのか。と申しますのは、今年の3月議会で、鹿児島県議会がこれは当然、県知事の提案で、議会に諮られて、教職員の定数をたしか87名でしたか、78名でしたか、鹿児島県の教職員の定数を削減するという条例案を県議会に出して共産党を除く議員が賛成をして可決をいたしております。そういう状況の下で、本町の非常勤の教職員数の変化について分かっているならば、答弁をお願いしたいと思います。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

先ほど申し上げました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律については、学級担任がきちんと配置されるよう、その取組をし、教員が不足しているというのは、加配分が不足しているということも含まれているのではないかなと考えているところです。

なお、学級編制につきましては、正規の教員を配置した場合、児童数の減少によって、途中で基準日である入学式、または終業式の日、児童生徒が学級編制上、1減となった場合に、そこに正規の教員を配置していた場合、引き上げなければならない状況も生じるので、そこは欠員補充等を当てる場合があります。議員おっしゃる非常勤職員につきましては、現在、中学校の家庭科の非常勤講師が1人配置されています。これにつきましては、音楽担当が家庭科の指導ができる状況にはございますけれども、現在初任者ということもあり、そのことも鑑みて、非常勤の家庭科教員の配置のお願いをしたところでございます。

以上でございます。

9 番（宮 地）

以上で終わります。

議 長（田之畑）

それでは、次に、1番 上池勝彦議員の発言を許します。

1番 上池議員。

1 番（上 池）

それでは、通告に基づきまして質問いたします。

まず、町内事業者への支援応援補助金についてであります。

昨年12月の第4回議会定例会において、予算も可決され、町内で新しく起業を検討中の方や、町内事業者の方を対象とした補助金事業制度が創設されました。このことは物価高騰など大変厳しい経済情勢の中、町内で新たに事業を起こそう、または事業展開される事業者にとりましては、とてもありがたい制度であると思います。

そこで、補助制度が確立してから、あまり期間がなかったのですが、令和5年度の両補助金の実績を尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

令和5年度中の実績のお尋ねであります。商工新規事業創出支援補助金についま

しては、1件で、補助金額50万円でありました。

また、事業者応援補助金につきましては、1件の100万円でありました。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 上池議員。

1 番（上 池）

ただいま、それぞれ補助金で実績が1件ずつあったと答弁をいただきましたが、2月の広報紙で、両補助金の内容が掲載されていましたが、短い期間の中で、町内での事業展開において活用がなされたことは、町の活性化策の一つとして役立っていると感じました。これからも周知をよろしくお願いいたします。

次に、これらの補助金制度ができてから半年がたちますが、令和6年度に入ってから3か月になりますが、現在の申請状況、今後の見込みについて尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

令和6年度の申請状況であります。今のところございません。

今後の見込みについてでございますが、商工新規事業創出支援補助金につきましては、企画課で4件、商工会で1件、計5件の相談を受けております。

また、事業者応援補助金につきましては、企画課で3件の相談を受けております。

これらの補助金制度につきましては、創設後、広報紙等でも周知しておりますので、商工会へも情報提供しておりますので、町内事業者の皆様や、新たに起業したいという方々には、ある程度浸透してきているものと承知しております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 上池議員。

1 番（上 池）

現在のところ申請件数はないとのことですが、相談件数はどちらの補助金も数件あることを確認できました。町内において、着実に補助金の周知はなされています。町内で頑張って事業を展開していこう、または展開されている方々の活用がこれからも一層図れることを願いまして、次の質問に入ります。

危険空き家対策についてであります。

本町におきましても、依然として老朽化した危険空き家があります。このことは本

## 会 議 の 経 過

町に限ったことではなく、全国的な傾向であり、この問題の解決策の一つとして、本町にある危険空き家解体補助金制度がありますが、この補助金の過去３年間の活用実績を尋ねます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
お答えします。  
令和３年度から令和５年度までの３年間の実績につきましては、件数で１２件、補助金の合計金額は３１１万１，０００円でした。  
以上でございます。

議 長（田之畑）  
１番 上池議員。

１ 番（上 池）  
過去３年で１２件ということですが、参考まででいいのですが、年度ごとの件数が分かれば答弁願います。

議 長（田之畑）  
企画課長。

企画課長（中 島）  
お答えいたします。  
年度ごとの件数ということでございますけれども、令和３年度で４件、令和４年度で５件、令和５年度で３件、合計の１２件でございます。  
以上でございます。

議 長（田之畑）  
１番 上池議員。

１ 番（上 池）  
ある程度均等に年度で実績があるようですが、３年間の実績が確認できましたので、次の質問に入ります。  
危険空き家解体補助金の交付を受けるには、補助金要綱の条件を満たす必要がありますが、過去３年間のうち、同補助金を申請されたけど補助対象とならなかった件数があれば、その件数と理由についても答弁願います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

補助金申請をされたが補助対象とならなかった件数につきましては、2件であります。

その理由につきましては、1件は補助金交付要綱で定めております隣地や道路など周辺への危険度判定に該当しなかったというものでございました。もう1件につきましては、老朽化危険空き家の判定基準に掲げる評定項目の評点が100点以上である必要があったのですが、その評点を大きく下回ったということと、隣地や道路など周辺の危険度判定に該当しなかったというものでございました。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 上池議員。

1 番（上 池）

件数と理由につきましては、理解をいたしました。

事務的なことですので、この補助金制度がいつできたのか。また、先ほどの町長答弁の中で、補助金対象条件の説明もありましたが、補助金の要綱ができてから、対象の条件は同じ内容なのか、または途中で改正がなされたのか尋ねます。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

この要綱につきましては、平成29年だったというふうに承知をいたしております。それから要件につきましては、現在までのところを改正をしたということはございません。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 上池議員。

1 番（上 池）

改正がなされていないことが確認できました。依然として危険空き家の問題がある以上、可能な範囲でもう一步踏み込んだ施策が必要ではないかと思います。

次に、危険空き家は年々増加していくことが懸念されますが、そこで現在の解体補助金要件の基準緩和、または新たな支援策を講じることは考えられないか尋ねます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員がおっしゃるとおり、危険空き家が年々増加していく可能性は感じているところでございます。経済情勢も好転してきていない状況の中、解体費用の捻出にも困難を極めている方々が多いのではないかと推察いたしているところでございます。危険空き家が増えることで、隣地への悪影響、防犯上、景観上の問題も多発していくことが懸念されますので、今後におきましては、危険空き家等の解消で成果を上げている先進地の事例も参考にしながら老朽家屋も含め、危険空き家に対する問題が少しずつでも改善されるよう、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 上池議員。

1 番（上 池）

ただいま前向きな答弁をいただき、危険空き家のない住みよいまちづくりを目指して、尽力し、新たな危険空き家対策の支援策が構築されることを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

それでは、次に、3 番 児玉勇治議員の発言を許します。

3 番 児玉議員。

3 番（児 玉）

通告に従いまして、2 点質問させていただきます。

まず1 点目は、身寄りのない遺体の対応についてであります。

今年の3 月に、私の振興会で、6 0 代の男性の孤独死がありました。その日、私がお家にいると亡くなった方の仕事関係者の方が私の家に来て、〇〇さんが仕事に来ないので家に行ったら、昼間なのに電気がついていて、鍵がかかり、応答がないので、一緒に行ってもらえないかということでした。急いで彼の家に行き、何回も呼びかけをしたのですが、応答はありませんでした。そんなことを2 0 分ぐらいしている間に、こうしてもらちが明かないので、警察を呼びましょうということになって、警察に連絡したら、結構時間がかかりました。警察が来て、中に入ったらやっぱり死亡されて



ました。後で聞いたんですけど、原因は心不全という内容でした。そんなときに、新聞で身寄りのない遺体に苦慮、自治体対応の初の調査というのが載ってまして、厚生労働省は、身寄りのない人が亡くなり、遺体を自治体が引き取った場合の親族探しや火葬・埋葬の手続、遺骨の保管状況に関する初の実態調査を始めるという記事がありました。今回の私の振興会の出来事は、振興会に葬儀屋さんがおられて、葬儀から埋葬まで行政に迷惑をかけることなくやってもらったんですが、本町も高齢化が進み、これからこのような問題が多々あると思います。

そこで身寄りのない人が死んだ場合、今本町は、どのような対処を行っているかを伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今回の厚生労働省が実施予定の調査につきましては、近年の高齢化の進展、家族構成の変遷などにより身寄りのない方が亡くなり、遺体を自治体が取扱うケースが全国的に増加しておりますが、自治体が引き取った場合の親族探しや火葬・埋葬等の手続、遺骨の保管状況など自治体による対応や手続に統一のルールはなく、それぞれ異なっており、遺体の保管などに苦慮する例もあるなどのことから、現状や課題を整理し、参考となる事例を盛り込んだ報告書を年度内に作成して、各自治体向けに周知するために、実施されるものと承知しております。

議員お尋ねの本町の現状でございますが、身寄りのない方が亡くなった場合は、まず法定相続人の調査を行い、次に葬祭人の意思確認を行い、葬祭を行う者がいない場合は、墓地埋葬法等に関する法律に基づき、死亡地の市町村長が火葬・埋葬を行わなければならないとなっておりますので、町が火葬・埋葬を行っております。その費用は、遺留金品から相殺することとなります。

遺骨の保管につきましては、東串良町無縁復古者供養塔設置要綱を平成24年11月に制定し、身寄りのない方の遺骨を池之原小学校近くの池之原共同墓地内にある東串良町無縁復古者供養塔に保管しており、現在までに10体の遺骨を保管しているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3番 児玉議員。

3 番（児 玉）

今回の件で、私たちが最も苦労したのが金銭問題だったです。通帳には葬儀代にはちょっと足りないぐらいのお金があったんですが、身寄りがないので引き出すことは

なかなかできませんでした。町長は今さっき言われたような遺留分からということだったんですけど、このことは時間、日数はちょっとかかりましたけど、銀行の計らいで何とか下ろすことができて、葬儀屋さんに葬儀代はそこから払ったということなんですが、この遺留分の中、誰もいない場合に、その他問題はないか分かれば教えてほしいんですけども。

議 長（田之畑）  
福祉課長。

福祉課長（倉ヶ崎）

お答えいたします。

ただいまの議員の御質問でございますが、遺留金品等で葬祭費が足りない場合の費用の件をお尋ねだということですが、金品等につきましては、不足分が生じた場合は、町が負担いたしまして、その後、県のほうから費用のほうを負担いただくような形になってくるところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
3 番 児玉議員。

3 番（児 玉）

ただいま町のほうからもちっとお金が出てみたいんですけど、なかなか遺族がいなくてお金の引き出しが今後は問題になってくるんじゃないかと感じたところです。先ほど読んだので、国からの実態調査は必ずあると思います。以前は、身寄りのない遺骨を鹿屋にお願いしていたみたいなんですけど、先ほど町長が言われたとおり、現在、本町は池之原の墓地がありますので、そこに町長が言われたとおり、遺骨の数もそうだと思います。本町はただいまの回答で十分対処がなされていると思うんですけど、ちょうどたまたま昨日のニュースを見ていたら京都での出来事である方が亡くなられて、自治体のほうでいろいろ探してみただけで、誰もいないということで、火葬したみたいです。そうしたら、その10分ぐらいのところに弟さんがおられて、自治体のほうに物すごく文句を言われたという件もありますので、今後は、国からの調査依頼がありましたら十分な回答を出してもらうことを希望しまして、次の質問に移りたいと思います。

次は、複合施設の調査報告書と提言書についてであります。

先月、町長は複合施設建設に対して、町民への説明会を4回実施されました。その1回に私も参加したのですが、町民の皆様の参加が少ないことにびっくりしました。費用が幾らかかるかはまだちょっと分かりませんが、立派な複合施設をつくる予定ならば、もっと町民の皆さんに関心を持ってもらいたいというのが私の率直な感想です。

私の行った説明会の中で、1人の女性の方が音響設備をしっかりしてほしいんです

よねと言われたと思います。このように町民の生の声を聞くのが、町長の狙いというか、希望であったんじゃないかと思うのですが、今回、参加者の中にはいろんな意見があったと思いますが、このことに対してどうお考えであるかを伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

5月17日から5月20日までの4日間、昼夜を問わず含め、町内の公共施設4か所で、住民説明会を開催いたしました。参加人数は4日間で29名でありましたけれども、29名のうち、一度立ち止まるべきではないかというお考えの方1名を除きまして、複合施設の整備に向けて、特に反対の意見もなく、前向きな印象を受けました。

参加者29名のうち、24名の方からアンケートに回答いただきましたので、記載の意見をちょっと御紹介し、答弁とさせていただきます。

説明会参加者の少なさに驚いたという意見。それと、より多くの情報提供をお願いしたい。一人でも多くの住民に興味・関心を持ってもらいたい。生涯学習や福祉行政の拠点となる施設を防災に強い高台に建設してほしい。今後、人員確保が困難になることを想定しつつ早期の建設を望む。既存施設は古くて使いにくい。将来に向けて、楽しく集まりやすい場を希望します。図書館や美術館など世代間交流の施設となり、新しくつくってよかったと思われるように、大事に一つずつ進めてほしい。温泉施設など。

以上でございました。

議 長（田之畑）

3番 児玉議員。

3 番（児 玉）

私のところにも文書で総合センターの既存施設はまだ十分じゃないのという意見や、複合施設の建設は本当に必要なのかと書いたものが届いてます。先ほど同僚議員の中でも討論があったんですけど、ダブるかもしれませんが、このことに対してはどう思われるかを再度尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

総合センターは築後42年が経過し、国土交通省が浸水想定地域としております。

さらには、同じく国土交通省の地形区分に基づく液状化の発生傾向図によりますと、液状化危険度がやや大きいという評価がなされております。高齢者福祉センターも48年が経過し、旧耐震基準による設計の建物でもあります。今年の能登半島地震や8年前の熊本地震、13年前の東北地震などで、近年多くの犠牲者が全国各地で続出しております。私たちの暮らすこの地域も南海トラフの巨大地震が近い将来発生する可能性がございます。町といたしましても、それに備えなければなりません。町内でも一番安全な場所に複合施設を建設し、町民の集うにぎわいの拠点となり、災害時には町内における防災拠点の一つとしていくことを目指しております。

一部には、建設に反対の御意見もあることは承知しておりますが、多くの皆様の期待する声のほうが圧倒的に多いと感じております。町民の皆様と東串良町の明るい未来のために、そして子供から高齢者まで幅広い年齢層の方に喜んでいただける施設の整備に向けて粛々と進めてまいり所存でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 児玉議員。

3 番（児 玉）

私は、議会の初日に複合施設に係る調査特別委員長として、これまで議会が行ってきた調査等の報告書と提言書を読ませていただきました。今さっき町長が言われたとおり、町民とかなりダブる意見も多かったように思うんですが、内容について執行部について提言書なんか届いているとは思いますが、このことに対してどのようにお考えかをお願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

町民の代表である議員の皆様の提案等が示された提言書でありますので、非常に重みのあるものとして受け止めております。この提言書につきましては、去る6月5日に開催されました第6回東串良町複合施設建設検討委員会でも資料として提供し、委員の皆様の前で提言書の全ての内容を事務局で読み上げまして、内容は共有させていただいたところでございます。

また、6月14日に開催される第5回東串良町複合施設建設庁内検討委員会でも説明を行い、内容を共有したいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 児玉議員。

3 番 (児 玉)

ただいま町長のほうから複合施設建設検討委員会に議員の提言書も紹介してもらったということで、皆様には議会の思っていることが伝わったんじゃないかと思います。まだまだ複合施設に対しては、町民の声もあり、建設の内容等に問題が多々出てくると思います。この前、豊栄の語る会の中で、既存の建物がなくなった場合は、跡地はどうなるんですかと。商店街を含めた地域の活性化もとても重要になってくると思うんですよ。だから、複合施設建設が終わったから終わりではなくて、残された地域もまた今後それをどうしていくのかも考えながら、そしてまた議会の提言書等も参考に計画をしていただければと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

議 長 (田之畑)

以上で、一般質問を終わります。

~~~~~

議 長 (田之畑)

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、6月13日午前9時30分より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

散 会 午後1時55分

令和6年第2回東串良町議会定例会（第3号）

開 会 令和6年6月13日 午前 9時30分
閉 会 令和6年6月13日 午前10時16分

出席議員（10人）

1番 上 池 勝 彦	2番 小 川 香 織
3番 児 玉 勇 治	4番 瀬戸山 譲 一
5番 牧 原 完 治	6番 西 園 貞 美
7番 前 田 隆	8番 上 園 ミ キ
9番 宮 地 利 雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

4番 瀬戸山 譲 一 5番 牧 原 完 治

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 浜 屋 啓 子 書 記 清 瀧 美東士

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町 長	宮 原 順	住民課長	有 嶋 義 昭
副町長	大 園 保 広	企画課長	中 島 孝 一
教育長	金 久 三 男	まちづくり推進課長	上 原 久
会計管理者	前 田 秀 一	農地課長兼農業委員会事務局長	上 野 勝 志
総務課長	江 口 勝 志	管理課長兼学校給食共同調理場所長	中小野田 輝幸
農林水産課長	瀬戸山 雅 樹	社会教育課長	吉 留 潤一郎
福祉課長	倉ヶ崎 和 治	総務課長補佐	上 野 史 生
税務課長	西 田 博 文		
建設課長	寺 園 竜 二		

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 陳情第 2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について（委員長報告）
- 日程第 3 陳情第 3号 義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について（委員長報告）
- 日程第 4 発委第 1号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書
- 日程第 5 発委第 2号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
- 日程第 6 発議第 2号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める意見書
- 日程第 7 議案第32号 東串良町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第33号 子どもに夢を青少年育成基金条例の制定について
- 日程第 9 議案第34号 令和6年度東串良町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第35号 令和6年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第36号 令和6年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第37号 令和6年度東串良町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、去る6月11日の本会議の一般質問において、4番 瀬戸山
譲一議員の発言の一部については、本人の了解を得ましたので、議長において不穏当
と認めますので発言の取消しを命じます。

それでは、議事に入ります。

~~~~~

### ◆ 日程第1 議員派遣の件

議 長（田之畑）

日程第1 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件は、会議規則第129条の規定により、別紙のとおり派遣することに  
したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、別紙のとおり派遣することで可決されました。

お諮りします。

ただいま議決された議員派遣の件について、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣  
議員に変更があった場合、議長に一任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件について、変更があった場合、議長に一任することに決  
定しました。

~~~~~

◆ 日程第2 陳情第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、20 25年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

議 長（田之畑）

日程第2 陳情第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員長 小川香織議員。

2番 小川議員。

2 番（小 川）

ただいま議題となりました陳情第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、委員会での審査結果を報告します。

本件については、6月7日に開会した教育産業常任委員会で陳情の内容等について審査したところです。この陳情は、子供たちに豊かな学びを保障するために、小学校と同様に中学校、高等学校でも35人学級を早急に実施することや、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を進めるようにといった内容の意見書を国の関係機関へ提出してほしいとの内容であります。

審査の結果、子供たち一人一人に行き届いた教育を保障するためには、少人数学級の実現も必要であり、また教員の長時間労働是正の働き方改革を行う上でも加配教員の増など、教職員定数の改善が必要であると本陳情の趣旨、内容については、願意は妥当であるとして、全会一致で採択すべきものと決定したところです。よろしく御審議のほうお願いいたします。

議 長（田之畑）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから陳情第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、この陳情は委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

~~~~~

- ◆ 日程第3 陳情第3号 義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

議 長 (田之畑)

日程第3 陳情第3号 義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員長 小川香織議員。

2番 小川議員。

2 番 (小 川)

ただいま議題となりました陳情第3号 義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、委員会での審査結果を報告します。

本件については、6月7日に開会した教育産業常任委員会で、陳情の内容等について審査したところです。この陳情は、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育が受けられるよう、2025年度政府予算に財源を編成するよう国の関係機関へ意見書を提出してほしいとの内容であります。

審査の結果、子供たちの豊かな学びの実現のためには、自治体間の教育格差が生じることがないように、国が財源保障し、教育の機会均等と水準の維持向上を図ることが必要であり、本陳情の趣旨、内容については、願意は妥当であるとして、全会一致で採択すべきものと決定したところです。よろしく御審議のほうをお願いいたします。

議 長 (田之畑)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから陳情第3号 義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決します。  
この陳情に対する委員長の報告は採択です。  
この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、この陳情は委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第4 発委第1号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

議 長（田之畑）

日程第4 発委第1号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書を議題とします。
本案について、趣旨説明を求めます。
教育産業常任委員長 小川香織議員。
2番 小川議員。

2 番（小 川）

ただいま議題となりました発委第1号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書ですが、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、少人数学級や教職員定数の改善が推進されるよう、国の関係機関に対し意見書を提出しようとするものです。よろしく御賛同のほどお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。
これから発委第1号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
お諮りします。
ただいま議決されました発委第1号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。
したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第5 発委第2号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

議 長 (田之畑)

日程第5 発委第2号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を議題とします。  
本案について、趣旨説明を求めます。

教育産業常任委員長 小川香織議員。

2 番 小川議員。

2 番 (小 川)

ただいま議題となりました発委第2号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書ですが、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げるよう、国の関係機関に対し意見書を提出しようとするものです。よろしく御賛同のほどお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから発委第2号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました発委第2号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第6 発議第2号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める意見書

議 長（田之畑）

日程第6 発議第2号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

宮地利雄議員。

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

ただいまから発議第2号について提案理由を申し上げます。

皆さんのお手元に既に配付されていると思いますが、この再審法は刑事訴訟法の中に含まれておりますけれども、僅かたった19号ぐらいしか再審法についての規定がありません。ですから、いろんな意味で身に覚えのない罪で処罰されてしまう、そういう冤罪が全国に広がっておるわけです。

以上のことから、この刑事訴訟法を改正してもらいたいという意見書であります。既に国会議員の中では100名を超える国会議員が超党派で連名して、ぜひこの再審法についての刑事訴訟法を改正しようという動きがございます。なじみのない法律でございまして、分かりにくい面もあると思いますが、議員の皆さんには、事前に関係資料をお届けしました。

なお、最後のこの点で、1点だけ申し上げておきますと、この改正は何も再審を求める動きについて、再審を求めている人たちはイコール無罪なんだという立場では決してございません。3点ほど書いてありますように、一つは、捜査機関が持っている証拠書類は、裁判所にきちんと再審の場で明らかにしてくれということ、2番目に、一旦再審が決まっても検察側が異議ありということで上部の裁判所に控訴した場合にはその再審の決定そのものが取り消されるという制度になっております。ですから、そういう検察官による不服申立ては禁止するというのが2番目。3番目に、再審請求手続におけるそういう刑事訴訟法の不十分さについては、ちゃんと法律を改正してくれと、いろんな手続を整備してほしいというのが内容で、この3点についての意見書でございます。

どうぞよろしく御審議願います。

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから発議第２号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める意見書を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました発議第２号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める意見書について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第７ 議案第３２号 東串良町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第7 議案第32号 東串良町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る4日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 小川議員。

2 番（小 川）

こちら、今回条例のほうを改正するに当たり、財源については、どのような形で考えていらっしゃるのでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

財源でございますが、ふるさと納税と過疎債のソフトという部分を充当するようにいたしております。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

ふるさと納税と過疎債のソフトということだったんですけれども、どういう割合からちょっと今のところ把握はできませんが、先般、宮崎日日新聞2023年6月1日掲載の記事に、SNS特報版敬老祝い金削減広がるという記事がありました。宮崎市では、80歳の方に敬老祝い金を差し上げていたらしいんですけれども、これを廃止するというような趣旨の内容でした。2022年度までは80歳の方に1万円、88歳の方に2万円支給をしていたということですが、高齢化に伴い、対象者が増え、財政負担が増したことなどから議会3月定例会に条例の改正案が提案され、80歳の方の祝い金は廃止され、88歳の方に関しては2万円を1万円に減らすということが決まったそうです。この祝い金は、各自治体で異なり、回数、額も違います。

昭和30年頃から実施している自治体もありますが、高齢化率の上昇に伴い、削減の動きを進めている傾向にもあるような記事でした。過去10年以内に都城、日南、小林市など8市、また三俣など6町で一部廃止や減額が決まり、それ以前に削減された自治体もあったと記載されています。またNHKニュースウェブ2023年9月16日では、敬老祝い金について取り上げる記事がありました。敬老祝い金に関し、各



地で見直しが相次ぎ、廃止、存続をめぐり、意見が分かれる自治体があると記載されています。秋田県にある自治体では、2023年3月に一部廃止が提案され、ここでは生涯に2回、満80歳を迎えた住民に5,000円、満100歳の住民に10万円を支給されていたそうですが、このうち80歳を迎えた方に5,000円という5,000円のほうを廃止するという内容で出されていました。つまり生涯に2回受けられる機会が1回になるということを示しています。敬老祝い金は、金額や回数が各自治体で異なり、5歳刻みで給付されている自治体もあります。

記事の最後に、全国各地でこのように削減、廃止の動きが相次いでいる。例えば、香川県のある自治体が調べたところ、県内では33自治体の状況の中、10の自治体が廃止していたと記載もありました。もちろん拡充しているところもあります。本町もそれに当たると思います。本町では、本条例が可決されれば80歳を迎え、以降は毎年度祝い金の支給を受けられるからです。また祝い金の金額もこれまでと異なり、全て増額されています。削減する自治体で出た意見としては、地域を存続させるために必要なことであるとの意見やお金のない自治体で、財政基金の枯渇が目に見え、将来すぐそこまで来ている危機感を感じる中、子供に投資するということを非常に重要だといった意見から削減、一部廃止という動きになったそうです。

議 長（田之畑）

小川議員、質疑ですからね、質疑というのは尋ねることですから、そのことはよくわきまえてやってくださいね。

2 番（小 川）

分かりました。

つまりふるさと納税を今財源とするということだったんですけれども、もしふるさと納税が廃止された際にも、十分な財源のほうが確保できるのかどうかという質問をさせていただきます。一過性のパフォーマンスにならない。また継続して高齢の方に対する敬老年金が続けられるという計画があるか確認をしたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

色々説明いただきましたけれども、我がまち、農業のまちで、国民年金の方々が多数いらっしゃる中で、今まで町に貢献された御高齢の方々に対しましての労をねぎらうための祝い金でございますので、これを廃止するという考えはございません。できる範囲内でやれるということでございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。  
これから議案第32号 東串良町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。  
本案は原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第8 議案第33号 子どもに夢を青少年育成基金条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第8 議案第33号 子どもに夢を青少年育成基金条例の制定についてを議題とします。
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る4日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
2番 小川議員。

2 番 (小 川)

先般説明がありましたが、再度基金の内容について、目的、活用、寄附者における扱いを説明願います。

議 長 (田之畑)

社会教育課長。

社会教育課長（吉 留）

お答えいたします。

対象者といたしましては、小学生、中学生を主に対象というふうに考えております。
また、用途といたしましては、主に青少年の健全育成並びにリーダー育成を中心として考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

先般の説明の中に、寄附金の使い方については、使い切りではなくて、また同様の思いをいただける方に関しては名前のほうを記名していくようなことも言われたと思いますが、そこについて説明をお願いします。

議 長（田之畑）

社会教育課長。

社会教育課長（吉 留）

お答えいたします。

今、議員の言われたとおり、もし今後同じような目的で寄附等がありましたら、随時この基金に継ぎ足していこうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

とてもすばらしい内容だと思います。ただ、寄附額に応じて名前のほうが載るのか載らないのかというところが前回の説明ではあまりなされなかったと思うんですけども、そちらのほうはどのようなになっていらっしゃるのでしょうか。金額によって名前のほうが掲載されるのか、寄附額のほうが受け取る、受け取らないという形になるのか、そこがもし分かれば教えてください。

議 長（田之畑）

社会教育課長。

社会教育課長（吉 留）

会 議 の 経 過

お答えいたします。

寄附の額のほうにつきましては、今のところ、まだ正式には検討はしておりませんが、名前を載せないということは今のところ考えておりませんで、金額に応じての名前じゃなくて、基金に寄附をいただける方の額が一般寄附金になれば、もちろん、極端に言えば1円から何万円とか何千万円とか額がありますので、その金額を検討して、これは青少年育成基金に積み立てようというふうなことを今後考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第33号 子どもに夢を青少年育成基金条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第9 議案第34号 令和6年度東串良町一般会計補正予算（第2号）

議 長（田之畑）

日程第9 議案第34号 令和6年度東串良町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

## 会 議 の 経 過

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る４日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第３４号 令和６年度東串良町一般会計補正予算（第２号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第１０ 議案第３５号 令和６年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

議 長（田之畑）

日程第１０ 議案第３５号 令和６年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る４日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。
これから議案第 3 5 号 令和 6 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第 1 1 議案第 3 6 号 令和 6 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）

議 長（田之畑）

日程第 1 1 議案第 3 6 号 令和 6 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る 4 日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第36号 令和6年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第12 議案第37号 令和6年度東串良町一般会計補正予算（第3号）

議 長（田之畑）

日程第12 議案第37号 令和6年度東串良町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第37号 令和6年度東串良町一般会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,000万円を追加し、歳入歳出それぞれ67億8,800万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」によるところでございます。

次に、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるところでございます。

御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 上園議員。

8 番（上 園）

今回の補正は、給食センターの本年度の工事費と令和7年度の債務負担行為を含めた3億5,000万円の追加予算であります。

追加の内容については、全員協議会等で説明がありました。予定どおり工事を進め、子供たちや保護者のために1日も早い完成を望んでいるところでもあります。物価高騰のあおりを受けて、執行部も財源確保については苦勞されているだろうと察するところではありますが、本件の建設工事は、あまりにも多額であり、多額の費用を必要とするものであります。このことも含め、適正な事業を期待するところでもあります。

そこで町長に伺いますが、貴重な財源確保を含め、町長はどのような考えを持っていらっしゃるのか、質疑をいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

この予算は、資機材、そして諸材料費の値上がり、そして円安というものがダブルパンチで来ておりまして、議員のおっしゃるとおり、給食センター建設工事費につきましては、今回追加で補正をお願いした分も含めて、総額で16億3,000万円計上しているところでございます。この金額は、実に町の年間予算の約4分の1に相当する額であります。このような多額の費用を要する建設工事は、この庁舎が平成8年に建設されておりますが、それ以来、近年にないもので、規模の大きい難易度の高い工事になるものと認識しております。また、給食の供給開始を来年の9月からすると大命題であるところでございます。

このようなことを考えるときに、適正な事業執行の上で、複数の建設企業が一つの建設工事を受注施工する共同企業体へ発注することが工事施工上の安全性を担保できる最善策であると考えております。

何はともあれ、今回の補正が議決されなければ先に進めないところでございまして、議員の皆様には御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

なお、本件については、町に対しても建設同友会から要望書も提出されております。また、議会においても要望書を受け取られ、このことに関する調査を実施されまして、指摘されているところでございますので、議員皆様が常日頃おっしゃいます貴重な財源でございますので、この使い道についても議決後は、このようなことも十分踏まえまして、推進委員会で執行、方法等について慎重に審議されるものと考えております。以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

今町長の答弁をいただきましたけれども、他のまちでは、このような大きな事業に

対しては、不正が横行している。最近も岐阜のほうでありましたけれども、1日も早い完成を目指しているものの、くれぐれも慎重な進め方をさせていただいて、来る子供たちが喜んで、保護者も喜んでもらえるような給食センターを完成させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

先ほど町長のほうで、今回の16億円は4分の1の本町の予算であるということだったんですけれども、それが補正予算で出た理由を、先日追加議案として出されたときに、執行部のほうから全員協議会で説明がありましたが、再度その理由をお尋ねします。

議 長（田之畑）

管理課長。

管理課長兼学校給食共同調理場所長（中小野田）

お答えいたします。

給食センターにおきましては、HACCPに応じた食品衛生法に基づき、調理場の部屋が増えております。また当初の給食センターにつきましては、調理員の委託というものは考えておりませんでした。今回は、また調理員の委託である部屋数も増えているというわけでございます。

また、全員協議会でも説明したとおり、建設資材の高騰により、設計の基礎となる公共単価が値上げしたため、3億5,000万円の追加補正を計上したわけでございます。

町長も言われましたとおり、令和7年9月1日の開所を予定しております。安心安全な給食を園児、児童生徒へ提供できますよう進めておりますので、何とぞ御理解していただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

9 番 宮地議員。

9 番（宮 地）

私は、非常に今回のこの工事費の引上げについては、当時、この下の田んぼのそば

につくることについて、私もなりたての町会議員でしたが、当時反対したんですよ、こんなところにつくると、駄目だよと言って。学校のそばに建てんかということ強く当時主張したのを思い出しております。当然、今回の給食センターの建設は、これはもうやむを得ないというふうに思ったんですけれども、その数字の変更を聞いて、最初、これではもうこの複合施設は、別につくる複合施設は吹っ飛んだと、飛んでしまったというふうに、そういう感想を持ったんですね。過疎債も引き続き本町が様々な事業をやっていくのに、引き続きこの過疎債というのは使えていくのかという点についても疑問を持ちましたので、町長でもいいんですけれども、財政当局に、今後の本町の過疎債が引き続き使えていくのか。以前に、本町の人口減少が若干変化しているから、これは過疎債も使えなくなるかもしれないという話まで伝わってきているんですよ。そういう中で、再び過疎債も使わざるを得ないというような形で、今回のこの予算の動きがあるわけなんですけれども、その辺の展望というのか、考え方というのか、財政当局の考えをぜひ聞いてみたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）
総務課長。

総務課長（江 口）

確かにおっしゃるとおり、地方債、いわゆる過疎対策事業債におきましては、2年ぐらい前だったかと思いますが、議会議員の皆さんも意見書を出していただいたやに記憶しております。これが卒業団体ということで2年前、私どもも心配していたところでございましたが、何とかここ10年間におきましては、新過疎法の中で適用されているというところでございます。あと七、八年後については、また制度改正という部分もあろうかと思いますが、そのときどうなるのかというところは、私どもも本当に危惧しているところでございまして、それがなくなると、本当、いろんな形で影響が出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、引き続き、議会議員の皆様にも、また執行部といたしましても、この過疎対策事業債の存続に向けて取り組んでいただきたいと思ひますし、私どももそういう形で動いていきたいと、町長も自ら言っておりますので、そういうような形で動いていきたいというふうに思っております。

今回、議員からもありますとおり、給食センターの建て替えということで補助金も一億数千万円、また残りについては、過疎債というところで充当を考えております。その過疎債の確保策についても、全協の中でも話をさせていただきました。つくのかつかないというところも本当に危惧しているところでございますので、それにつきましては、町執行はもとより、議会議員の皆様のお力をお借りしながら確保策に向けていろいろ関係機関と調整していきたいというふうに思ひます。

地方債につきましては、いろいろ言われるところでございますが、住民負担の世代間の公平のための調整というところでも御理解いただきまして、今後使われる、食べられる子供さんたちに応分の負担をいただくということで、地方債を適用したいというふうにも考えているところでございます。十数億円の地方債を借り入れるわけでは

会 議 の 経 過

が、これにつきましては、どうしても借金でございますので、幾ら交付税措置があるといえども、3割については一般財源で対応しなくてはならないということでありますので、それに今後予算の許す範囲の中で、減債基金に積み立てて、少しでも後年度の負担を軽減していきたいというふうにも考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第37号 令和6年度東串良町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議 長（田之畑）

日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

## 会 議 の 経 過

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第 1 4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議 長 (田之畑)

日程第 1 4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

委員長から会議規則第 7 5 条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~

議 長 (田之畑)

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 6 年第 2 回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前 1 0 時 1 6 分